

山田喜之助・正三・作之助・弘之助

——神戸学院大学・山田作之助関係資料に寄せて——

七 戸 克 彦

目 次

一 序 章

(一) 本稿発表の経緯

(二) 山田家の血脈

二 山田喜之助

(一) 略歴

(二) 山田奠南のリエンツイ

三 山田正三

(一) 略歴

(二) 山田正三の業績一覧

四 山田作之助

(一) 略歴

(二) 山田作之助の三東楼

五 山田弘之助

(一) 略歴

(二) 山田弘之助の師弟の絆

六 終章

一 序章

(一) 本稿発表の経緯

神戸市垂水区塩屋町一丁目には、かつて(といってもほんの三年前であるが)「旧ジョネス邸」と呼ばれた洋館が存在していた。F・M・ジョネス(この人物については四(二)で触れる)が大正八年に建築したこの洋館は、太平洋戦争末期に弁護士・山田作之助(後に最高裁判事。在任期間・昭和三五年一月二七日〜昭和四一年四月二一日)が購入し、平成七年の死去まで住み続けたが、平成二五年三月マンション開発業者に売却され、地域住民たちの保存運動も空しく、同年一月に解体された。解体の際、邸内の調度・備品類は、地域住民たちの保存会に譲渡されたが、その中には、山田作之助が遺した書籍・書簡等(以下「山田作之助関係資料」あるいは単に「作之助資料」という)も含まれていた(山田家は、開発業者に土地・建物を売却する際、邸内に遺された物品のうち不要と判断したものも、併せて開発業者に譲渡していた)。その後、保存会より作之助資料の分析を託された神戸学院大学のスタッフは、段ボール数十箱に及ぶ膨大な資料の整理・分類を進めるとともに、平成二

七年度より文部科学省・科学研究費の助成を受けて、資料の分析・評価結果の公表に向けての作業を開始した。

筆者は、この科研プロジェクトのメンバーではないが、同プロジェクトからの依頼を受け、平成二八年七月二日（土）神戸学院大学有瀬キャンパスにて開催の研究会において、①山田作之助という人物を研究することの意義として、どのようなものが考えられるか、また、②上記①に関する研究を行う場合、情報不足で不明となる部分（すなわち、今回保存会より託された資料からの発見が待たれる部分）には、どのようなものがあるかについて、外部者の視点からの報告を行った。

このうち、①山田作之助研究の意義に関して、筆者は、以下の三点を考えた。

1 名門弁護士の家系

第一に、山田家は、喜之助に始まり、作之助、弘之助、洋之助、耕輔と五代にわたって続く弁護士の名流であり、しかも、その親族も、山田正三、岡松参太郎、小林俊三、高倍権太郎、山田隆子、山田撰子と、名だたる法律家が綺羅星のごとく揃っている。それゆえ、この名門弁護士一族のファミリー・ヒストリーを追跡することは、それがそのまま日本の実務法学の進化・発展の歴史を描き出すことを意味する。

2 弁護士業務の特徴

第二に、山田作之助の妻の父・高倍権太郎は、貿易港・神戸における涉外・企業法務専門弁護士の草分け的な存在であり、岳父・高倍の事務所に入った作之助も、義父と同様の業務を得意とした。ここで、貿易港という点に着眼すれば、作之助の父・喜之助の事務所での修業をした石橋忍月は、長崎で弁護士を開業している。神戸・長崎に横浜・函館を加えて（長崎と函館はかつての控訴院所在地であった）、貿易都市における弁護士の活動を、並列的に論ずるといふ切り口もあり得る。

あるいは、渉外・企業法務という点に着眼すれば、作之助の父・喜之助の世代の代表的な渉外弁護士は、穂積陳重とともにミドル・テンブルに学んだ岡村輝彦である。他方、作之助の子・弘之助は、長島・大野・常松法律事務所創設者・長島安治と司法修習同期（五期）の親友であった。喜之助・作之助・弘之助……と続く世代の移り変わりを、弁護士業態・事務所経営の変化という観点から描き出す切り口もあり得る。

3 建築保存運動への関心

第三に、昭和三四年の旧国鉄の複々線化事業の際、多くの洋館が解体される中であって、山田作之助は、自費を投じて旧ジョネス邸をほぼ原型のまま元の部材を用いて移築した。その後も、作之助は、昭和四七年、旧ジョネス邸の東隣のマンシヨン建設計画に対し、先頭に立って反対運動を行い、平成二年（九九歳で死去する五年前）の神戸地方裁判所の建替の際には、旧庁舎保存を主張して、現在のファサード保存を実現させた。こうした作之助の活動を、全国各地で展開されている建造物保存運動の一事例として検討することも可能であろう。

4 本稿の記述内容

旧ジョネス邸内に遺されていた山田作之助関係資料にどのようなものがあるのか、事前に情報をほとんど得ていなかった筆者は、自宅に遺された遺品であることから、おそらく家族関係の資料が多いものと推測して、上記のうち「ファミリー・ヒストリー」の筋立てを中心に報告を行った。本稿はその際に配付した半論文・半資料集形式の報告文書である。今回紀要への掲載に際しては、原典引用を省略するなどして、論文の体裁を整えることも考えたが、読者の原典参照の労を省くため、小松報告・辻村報告および作之助資料の現認調査の結果判明した、記述内容の明白な誤謬を訂正したほかは、当日配布した文書そのまま転載することとした。

なお、筆者は、本稿を自分の業績とする気持ちを、まったく有していない。本稿に記載した内容のすべては、

科研メンバーのプライオリティに属し、今回の研究会・現認調査によって得られた知見は、そのすべてが科研メンバーの今後の論文発表に委ねられる。外部者である筆者の役回りは、彼ら神戸学院大学・科研メンバーが今後行う研究成果発表の露払いとして、現在分析進行中の山田作之助関係資料なかりせば、この程度の事柄しか判明しないことを告白することで、作之助資料の価値と、その研究の重要性を広く知らしめることにある。

(二) 山田家の血脈

山田作之助が最高裁判所判事に就任した日（昭和三五年一月二七日）の翌日の読売新聞は、彼のプロフィールを、次のように紹介している。⁽³⁾

○：去る二十三日定年で退官した小谷勝重氏が大阪弁護士会出身であるためその後任も「弁護士から」という植木（庚子郎）法相の方針から日本弁護士連合会の推薦で選ばれた。⁽⁴⁾大正九年東大法学部を出て東京、神戸両地裁で三年判事をしたのち退官、それからずっと神戸で弁護士を開業してきたわけだから（大正一四年弁護士登録）⁽⁵⁾三十七年ぶりのカムバックというわけ。人なつっこい細い目の顔だちに加えて七十八キロの巨体だから大物弁護士にありがちな気むずかしさはない。「ウソをつかない、ムリをしない、虚勢を張らない」をモットーに弁護士をつづけてきた。

○：手がけた事件も多彩でとくに昭和二十二年の「川鉄レッド・パージ争議」のときは会社側として活躍、約半年間、全国各地からくりこむ鉄鋼労連のモサ連をがっちりうけとめて一歩もひかず労協には全国でも珍しい「ストの平和期間八十余日」という平和条項の調印に成功した。手腕と誠実さを買われて川重、川鉄、三菱倉庫など三十余にのぼる一流会社の顧問、重役を兼任するほか五年前から「神戸法学院」を開設して若い警察官に法知識を指導してきた。

○：最高裁の判事就任については「抱負など別にない、いままでと同じ生活信条でいくだけ」ともらしている。大阪船場の砂糖菓種問屋に生まれた父喜之助氏（死亡）は大審院判事、衆議院議員を歴任、大隈重信が早稲田大学の前身東京専門学校を創立するさいに協力した陰の功労者。前最高裁判事小林俊三氏は義兄、故山田正三、奥松（岡松）参太郎両法博はオジに当たる。長男弘之助氏（三四）は「スチュワードス殺し事件」で疑いをかけられたバーマシユ神父（三八）の弁護を担当したという毛並みのよい司法一家。趣味は散歩と囲碁。家庭は道子夫人（五八）と二人暮らし。六十四歳。

右の記事のうち、「スチュワードス殺し事件」とは、前年（昭和三四年）三月に起きた、英国海外航空（BOAC：現・ブリテイッシュ・エアウェイズ）の日本人女性客室乗務員の扼殺事件のことで、警察は、カトリック（サレジオ会）杉並ドン・ボスコ修道院のルイ・ベルメルシユ神父（ベルギー人。英語読みすればルイズ・バーマシユになる）に重要参考人として出頭を求め、五月一日より弁護士とバチカン大使館一等書記官立会の下で事情聴取を行ったが、六月一日に神父は帰国。この事件は、同月の国会でも取り上げられ、一月より松本清張『黒い福音』の連載が始まるなど、当時世間の耳目を大いに集めていたが（なお、同事件は、結局、犯人特定に至らず昭和四九年に公訴時効が成立、事件は迷宮入りとなった）、神父の事情聴取に立ち会った山田作之助の長男・山田弘之助については、後に改めて触れることとして――、⁶⁾

1 岡松家との関係（岡松甕谷の子供たち）

まず、山田作之助の父・山田喜之助から話を始めると、彼の妻・鳩（にお）は、岡松甕谷（一八二〇―一八九五）の二女で、彼女のすぐ下の弟（三男）が岡松参太郎である。なお、岡松甕谷には、次の六人の子供がいた。

①長女・英（英子。一八六〇―一九〇九）：万延元年三月一日生。中村勝と結婚。明治四二年四月没。

- ②長男・俊（一八六二―一八六二）……………文久二年一月二日生。同年八月二九日没。
- ③二男・幸（一八六五―一八六五）……………慶応元年一月四日生。同年没。
- ④二女・鳩（鳩子。一八六八―一九四三）……………明治元年一月二〇日生。山田喜之助と結婚。昭和一八年七月三日病没。
- ⑤三男・参太郎（一八七一―一九二一）……………明治四年八月九日生。大正一〇年一月二日一五日没。
- ⑥四男・匡四郎（一八七六―一九五九）……………明治九年四月三〇日生。昭和三四年三月一八日没。

このうち、BOACスチュワーデス殺人事件が起きた昭和三四年三月に死去した⑥末子・匡四郎（ただしろう）は、井上毅（一八四四―一八九五）の養嗣子となり、明治一八年三月一五日養父の死去により子爵を襲爵、東京帝国大学工科大学探鉱冶金学科優等卒業（銀時計）、京都帝国大学理工科大学教授、東京帝国大学工科大学教授を歴任した後、大正二五年第一次若槻礼次郎内閣の鉄道大臣となった人物であるが――、

2 井上家との関係（井上毅の子供たち）

「彼（匡四郎）の妻は、井上毅の長女・ふじ（富士子）である。彼女は、井上毅が本妻以外（1）の女性（近藤いね）との間にもうけた左記三人の娘のうちの①長女であるが、一方、③三女・いとが嫁いだ先が、山田喜之助の腹違いの弟（山田作之助の叔父）山田正三であった。

- ①長女・ふじ（一八八六―一九四四）……………井上匡四郎と結婚。
- ②二女・とき（一八八八―一九一四）……………早瀬次郎（義正。相模紡績・日比谷銀行監査役）と結婚。
- ③三女・いと（一八八九―一九四八）……………山田正三と結婚。

3 小林家との関係（山田喜之助の子供たち）

他方、山田喜之助には、筆者の知る限りでは、左記の子供たちがいるが、そのうちの②長女・呈（呈子。作之

助の姉)が、小林俊三(一八八八―一九八二)⁽⁸⁾と結婚したことから、小林俊三は、山田作之助の義兄となる。

①長男・紹之助(一八八九?)……………後記四(一)1(1)参照。

②長女・呈(呈子。一八九三?)……………明治二六年三月五日生。東京女学館卒、小林俊三と結婚。

③二男・述之助(一八九四―一九六〇)……………後記四(一)1(2)参照。

④〔鈴木〕張子(はる。一八九六?)……………生母・鈴木こと。明治二九年四月一日生。生母に引き取られる。後に

蒲原姓⁽⁹⁾。

⑤三男・作之助(一八九六一―一九九五)……………後記四参照。

⑥〔鈴木〕麟子(一九〇六?)……………生母・鈴木こと。明治三九年一〇月二日生。山田正三の養子となり、熊

谷達之助と結婚。後記三(一)3参照。

⑦〔中村〕適(叶。?―一九五三)……………生母・中村某女。宮内季子(台湾)と結婚。昭和二八年四月二八日没。

⑧〔中村〕備(?!?)……………生母・中村某女。愛久沢直哉と結婚。

なお、山田喜之助が中村某女(名その他不詳。ご教示を乞う)との間にもうけた二人の女子の⑥姉・適の夫・宮内季子と、⑦妹・備の夫・愛久沢直哉は、いずれも京都帝国大学卒の岡松参太郎門下で、卒業後は台湾・満洲における岡松の腹心の部下となった人物である。⁽¹⁰⁾

4 岡松家との関係・続(岡松参太郎の子供たち)

だが、話はまだこれで終わらない。というのも、山田喜之助の長男(上記③①)山田紹之助(⑤山田作之助の長兄)の先妻・洋は、岡松参太郎の長女だったからである。そこで、岡松参太郎の子供たちについても整理しておく、彼と妻・たま(明治八年四月生。東京士族・林欽次の三女)の間には、六人の子が生まれた。

①長女・洋(一八九六?)……………明治一九年六月生。山田紹之助と結婚、のち離婚。

②二女・高子（一九〇〇―一九八九）……………明治三三年八月生。東京府立第一高女卒。小島新¹¹と結婚。平成元年九月二十九日没。

③長男・成太郎（一九〇一―一九九一）……………明治三四年九月二十九日生。商工次官、北海道電力社長。平成三年七月一日没。

④三女・了子（一九〇三―二〇〇〇）……………明治三六年三月七日生。お茶の水高女卒、洋画家・木下孝則と結婚。

⑤二男・進次郎（一九〇四―一九七五）……………明治三七年六月一八日生。宮内事務官、内匠寮監理課長。

⑥四女・晶子（？―一九〇六）……………明治三九年六月二二日没。

——以上のごとく、山田家の縁戚関係は、すこぶる豪華絢爛であるが、そのすべてについて調査することは、筆者の能力の到底及ぶところではない。そこで、以下では、山田喜之助・正三兄弟、ならびに、喜之助・作之助・弘之助・洋之助と続く東大法卒・名門弁護士の家系の二点に焦点を絞って検討を加える。

二 山田喜之助

(一) 略歴

筆者はかつて、「現行民法典を創った人びと」と題する連載において、法典調査会の委員でもあった箕南・山田喜之助に関する簡単な紹介を試みたことがあるが（以下「前稿」とい¹²う）、今回の科研メンバー報告と作之助資料の現物調査の結果、記述内容を訂正する必要があるが生じた。

1 生年・生地

「前稿では、山田喜之助の三男・作之助ならびに長女・呈の夫・小林俊三の記述に依拠して、山田喜之助を「長

男」と記載したが、これは、「二男」が正しいようである。作之助は、(おそらく最高裁判事を退官した後の晩年) 自伝を出版する意図を有していたらしく、自身の履歴を記したメモや、父・喜之助に関する資料を多数遺しているが、その中の大阪市『東区史』のコピーには、「安政六年六月一日(一八五九年六月三〇日)、八郎兵衛(山田氏)の二男として百貫町(東区瓦町二丁目)に生れ、父は砂糖商を営み、明治七年一月東大組(東区)淡路町一丁目に転居した」とある¹³⁾。

喜之助の生家は、家号を「桜井屋」といい、江戸時代から代々続いた(喜之助の父・富三郎が八代目)富裕な薬種砂糖商であったが、明治期にはもっぱら砂糖商として有名だったようである(なお、現在地下鉄堺筋線が通る堺筋の淡路町一丁目交差点から瓦町一丁目交差点付近は、かつて砂糖商が多かったことから、「堺筋」が「砂糖」の隠語となっていた。現在も南船場二丁目には砂糖問屋組合の大阪砂糖会館がある)。

2 父母

桜井屋の当主は代々「八郎兵衛」の名を継いだ。桜井屋八代目当主である喜之助の父・八郎兵衛の旧名は行沢富三郎。彼について、山田作之助は次のように記している。「志よう〔喜之助の母〕は、桜井屋の家附の一人娘に、その配、富三郎は、大阪の在所西成郡淡路村百姓、行沢九兵衛の三男、桜井屋に奉公に来ていたのが昇格したもののようである¹⁴⁾。すなわち、桜井屋に丁稚奉公していた富三郎が、先代に目をかけられ、家付きの一人娘・志ようの婿となつて桜井屋八郎兵衛を襲名した、というのである。小林俊三も、「私の会つた明治の名法曹物語」の「法曹」連載当初は、同様の記述を行っていた。ところが、この小林の記述に対して、京都の熊谷真之助なる人物から小林宛に、異を唱える書簡が届く(作之助資料中に、そのコピーが存在する)。富三郎の実家・行沢家は相当な大地主で桜井屋に劣らぬ資産家であり、富三郎の兄(名前不詳)は、吹田市の素封家・早田家の養嗣子

となり、弟・得兵衛（後に得三）⁽¹⁵⁾も、京都の裕福な砂糖商・熊谷家の養嗣子となっているから（手紙の差出人・熊谷真之助は、得兵衛の曾孫である。なお、熊谷家は、喜之助の庶子で正三の養子となった麟子の嫁ぎ先でもあ
る。後記三（一）四参照、喜之助の父・富三郎もまた、丁稚奉公などという身分ではなく、弟と同じく砂糖商・
桜井屋（山田家）の養嗣子に迎えられた、というのである。これを受けて、小林は、『私の会った明治の名法曹
物語』の単行本化の際、記述を次のように改めている。「実母は桜井屋の一人娘であった。当時大阪在西成郡淡
路村の農行沢九兵衛の三男富三郎が婿として迎えられた。すなわち氏〔喜之助〕の実父である」⁽¹⁶⁾。

だが、喜之助の実母・志ようは、喜之助が四歳の時に死去する。父・富三郎と母・志ようの間に、長男（夭折）・
二男（喜之助）のほかに子がいたのかどうかは不明である。一方、喜之助が大学を卒業した明治一五年の暮れ
（一二月二〇日）に生まれた二三歳違いの弟・正三の母についても、氏名不詳で、彼女が父・富三郎の後妻（正
妻）であったのかは、遺憾ながら資料不足で分からない。

作之助によれば、「富三郎は、家附娘志ようを、若くして死なしたとして、四歳になる子、喜之助を、こよな
く愛し、その慾するまゝ、に育てたという」⁽¹⁷⁾。一方、小林俊三は、「これ〔父が喜之助を当人の思うままに生長させ
たこと〕が氏の長じて天衣無縫のごとき智略、文章、行動の源泉となつたのであろう。氏の父は別に叩月庵と号
し茶道に造詣深く持ち物も相当有名なものがあつたという。しかしこれらの家宝も、後に眞南子に恣に処分され
大部分は酒と詩文に費やされたのはむしろ美事といつてよからう」と評するが、⁽¹⁸⁾しかし、喜之助の蕩尽は、山田
家の子孫にとって、実に痛恨の一事となつた。というのも、裏千家の機関誌「淡交」に連載された小田栄作「春
海懐古録」には、次のような記載がある。⁽¹⁹⁾

明治二十三年の事だつたといいますが、もちろん先代から聞いた話です。

大阪の有名な砂糖問屋の桜井屋八郎兵衛の売立てで、志野茶碗で有名な卯花塙が出たのです。

山里の卯花塙のなかつ路

雪踏み分けし心地こそすれ

という、片桐石州〔貞昌。大和小泉藩主で茶道・石州流の祖〕の歌銘で有名なものです。春海の先代は、なんとかしてこれを手に入れようと、随分と、金策に苦しんだ挙句、ようやくにして、一、〇〇〇円で手に入れたといひます。

ところがどうでしょう。手には入れたものの買い手がどうしてもつかなかったのです。

当時、一、〇〇〇円といひますと、灘の酒大樽二本の値段だったようです。大樽一本といひますと、二十石入りのあの仕込みの大樽の酒の値ですから大変なものだったのです。

借金はして買うには買ったものの、買手がなくてはどうにもなりません。困りはてていたといひます。

ちょうどこのとき、京都の松岡嘉右衛門という道具屋が、室町三井の主人〔室町三井家当主・三井高保〕と申し合せてやってきたのです。松岡嘉右衛門といひるのは三井家の出入りの道具屋。

買手がなことをちゃんと知つていてやってきたわけです。こちらは借金して買ったものだし、とうとう、もと値で三井さんに売つてもうたといひます。それが今日やかましい志野茶碗の第一といひられる卯花塙の茶碗なんです。

さあ、今日では、どれほどの値打ちのものか、ちよつと値がつかんでしょう。五十石の灘の清酒に換算すれば、それは別ですが。

現在、和物（国産）の茶碗で国宝に指定されているものは、二つきりしかない。一つは、昭和二七年に国宝指定された本阿弥光悦作の楽焼白片身変茶碗・銘「不二山」（ふじさん。姫路藩主・酒井家が代々所蔵していたが、昭和期に服部時計店三代目社長・服部正次の手に渡り、現在は長野県諏訪市のサンリツ服部美術館に収蔵されて

いる)、そして、いま一つが、右の文章の四年前(昭和三四年)に国宝指定された志野茶碗・銘「卯花塙」(うのはながき。現在は東京日本橋・三井本館七階の三井記念美術館に収蔵されている)——すなわち奠南の父・富三郎の旧蔵品である。

ちなみに、喜之助は「平素きわめて酒を好み、晩年病気のため弁護士⁽²⁰⁾の職を廃したが、酒を飲むことはやめなかった」ほどの人であるから、後の国宝を売つ払つて得た金もまた、まさに「淡交」の道具屋主人が語る言葉そのままに、灘の酒大樽二本に消えたのであろう。

富三郎の没年や桜井屋の廃業時期については調べきれないが、神戸学院大学・山田作之助関係資料中の作之助のメモによれば、富三郎は砂糖商を営む傍ら敷内流の師範代を務めていたというから、生前に家宝の卯花塙を手放すとは思われないので、死去はおそらく茶碗が売立てに出された明治二十三年のことと思われる。この時期喜之助は司法官職に就いていたが(明治一五年大学卒業後は父の反対を押し切つて代言人となるも、政府の大隈重信一派切り崩しの策謀によるめいて、明治一八年司法省権少書記官に任官、翌二〇年一二月大審院検事から、二三年一〇月には大審院判事となつていた)、法典論争で延期派に立つて山田顕義法典伯と対立し、翌二四年一月には官を辞して、二月より再び代言人に復帰する。

3 藤沢南岳「泊園書院」

再び話を喜之助の幼少期に戻せば、父・富三郎は、六歳になった喜之助を、同じ船場淡路町にあった藤沢南岳の泊園書院(泊園塾)に通わせる。

三男・作之助によれば、「南岳は徂徠学の系統で、当時、大阪の子弟は、泊園で学ばなければ学問をしたことにならぬといわれていた。父の漢学、ことに漢詩の素養は、一つに、この泊園塾によるもので、南岳先生に対し

て、終始師の礼をもっていた⁽²²⁾。一方、娘婿・小林俊三は、「私の見るところ、山田箕南がその資質の抜群であったのはもとよりであるが、生涯名利に淡く、家産を蕩尽し大義（この意義は読む人に委せる）と学問に身を投じたのは、藤沢南岳に幼児から教え込まれたところに大部分の因があると考ええる。そしてさらに元をたどれば箕南の父富三郎が六歳の山田喜之助を藤沢南岳の門に入れた卓抜な識見に源を発するので、この船場の薬種砂糖商は尋常一様の人物でなかったことを察するに十分である」とする⁽²³⁾。

4 大阪英語学校・東京大学予備門

だが、その一方で、小林俊三は、次のようにも述べる⁽²⁴⁾。

もし山田喜之助が、藤沢門下で漢学にのみ没頭していたら、その後の彼は生れなかつたらう。この点についても彼の父富三郎の炯眼はおそるべきものがある。すなわち父は時勢を遠観し早く英語を学ばせた。特に大阪英語学校というのに入學させた。この大阪英語学校というものをもっと調べたいが手がかりがない。同級に有賀長雄（後の東大教授、国際法の開祖）がいた。この英語学校の修業が、彼をして英吉利法に専心せしめるに至った近因である。彼は一六歳で同校を出て、秀才秀抜だったので、大阪府から選ばれて朝貢生となり当時の大学予備門に入學した。

同様に、山田作之助も、次のように記している⁽²⁵⁾。

—そして、また父は、祖父富三郎のすゝめにより、郷党の子弟に先だち、幼少の頃から英語を学ぶこととなり、やや長じてからは、大阪英語学校に入り（同窓に有賀長雄氏等がいた）、明治九年（一八七六年、十六歳）同校を卒業すると同時に、その七月大阪府よりの、朝貢〔貢〕生（月謝免除生）として上京、東京大学予備門に入學した（同窓に、高田早苗、坪内雄蔵、有賀長雄、山田一郎、岡山兼吉、市島謙吉、砂川雄峻、天野為之、田中館愛橘の諸氏がいて、一日一橋所在の寄宿舎に収容されていたようである）。

「大阪英語学校」とは、第三高等学校（三高）の前身である。⁽²⁶⁾同校は、明治六年四月二八日文部省布達第五七号「学制ニ編追加」により全国に設置された官立の「外国語学校」の一つであるが、この「外国語学校」なる教育機関は、①「専門学校」進学のための予備教育（後の旧制高校に相当）と、②「通弁等」の育成（後の外国語大学に相当）という異なる二つの目的を併有していた。以下、「学制ニ編追加」の関係規定を引用しておく。

第一九〇章 外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校（法学校理学校諸芸学校等ノ類）之ヲ汎称シテ専門学校ト云フ

但此学校ハ師範学校同様ノモノニシテ其學術ヲ得シモノハ後來我邦語ヲ以テ我邦人ニ教授スル目的ノモノトス

第一九一章 専門学校ニ入ル生徒ハ小学教科卒業シ外国語学校下等ノ教科ヲ踏ミタルモノニシテ年齢十六歳以上タルヘシ

第一九二章 専門学校ニ入ルノ生徒ハ其学校教科ノ外余力ヲ以テ中学教科ヲ図書ニテ研究スヘシ

第一九三章 専門学校ヲ分ツ左ノ如シ法学校医学校理学校諸芸学校砒山学校工業学校農学校商業学校獣医学学校等コレナリ

第一九四章 専門学校ニ入ルモノハ彼ノ言語相通セサレハ其學術ヲ得ル能ハス故ニ外国語学ヲ学ハササルヲ得スコレ外国語学校ヲ設クル所以ナリ

第一九五章 外国語学校ハ外国語学ニ達スルヲ目的トスルモノニシテ専門学校ニ入ルモノ或ハ通弁等ヲ学ハント欲スルモノ此校ニ入り研業スヘシ

但此校ニ入ルモノハ小学教科ヲ卒業シタルモノニシテ年齢十四歳以上タルヘシ

第一九六章 通弁ノミヲ学フモノハ此語学校ニ在テ上下二等ノ教科ヲ卒業スルコトトス

但二三ヶ国ノ語学ヲ修業スルコトアルヘシ譬ハ最初英語ヲ学フモノハ先ツ其語学ヲ終リ次ニ仏語ニ転シ下等ヨリ学フ事トス

第二〇九章 専門学校ニ於テ其学科卒業スル者ハ大学科卒業ノモノト同シク学士ノ称号ヲ与フルモノトス

右「学制ニ編追加」に基づく「外国語学校」は、明治六年に三校（二月大阪「開明学校」・五月長崎「広運学校」・八月「東京外国語学校」）、翌七年三月に四校（宮城外国語学校」「新潟外国語学校」「愛知外国語学校」「広島外国語学校」）の計七校が設けられ、翌四月「開明学校」「広運学校」の校名も、他の五校に揃えて、「大阪外国語学校」「長崎外国語学校」に名称変更された。さらに、これら七校の校名は、「専門学校」の筆頭格である東京開成学校（大学南校の後身・東京大学の前身）が、教授言語を英語としたことを受けて、同年（明治七年）一二月「外国語学校」から「英語学校」に変更された。

それゆえ、山田喜之助が入学したのが「開明学校」でも「大阪外国語学校」でもなく「大阪英語学校」であるとするれば、彼の入学年は明治八年で、翌九年九月には東京開成学校の子科（普通科。翌一〇年四月（旧）東京大学発足の際に東京大学予備門に改組）に転じたものと思われる。これは、文部省が外国語学校統廃合の方向に方針転換したためであり、大阪英語学校「卒業」というより、実質的には東京開成学校予科への「転校」である。⁽²⁷⁾

だが、大阪英語学校に入学する前、喜之助が何歳の時から、誰の指導を受けて英語を学んだのかは、調査しきれない。この点に関しても、神戸学院大学・作之助資料の分析を待ちたい。

5 東京大学

明治一一年東京大学の予備門から本科に進んだ喜之助は、明治一三年の夏休みには、山田一郎・土方寧・三宅雄二郎（雪嶺。東京開成学校で同期であったが、大学予備門の入試に失敗して一級下になった）らと麦わら帽子に桐油の小包を背負った浴衣姿で、東海道五十三次を踏破したという。⁽²⁸⁾

その後、彼は、大学三年の明治一四年二月より高田早苗・山田一郎・天野為之・市島謙吉・岡山兼吉・砂川雄

峻らと連れ立って小野梓の許を訪れるようになる。いわゆる鴎渡会七人組であるが、彼らが翌明治一五年大学を卒業する際の、前稿で紹介した森銑三『新編・明治人物夜話』の伝えるエピソードについて、以下では森が典拠した原典である山田一郎の回顧談を直接引用しておこう。⁽³⁰⁾

第三期乃ち〔明治一五年〕四月より六月まで最早イザ卒業という罅際に懸りて参りました処で此処に一大奇談の生じ来たと云ふのは、私共の政治学中行政学の教授として独乙人ファートゲン〔カール・ラートゲン〕と云ふが遣つて来ました、先生独乙人で、英語を以て教へるのですから、弁兎角廻はり悪い、それは勿論飽迄承知です、処がアドミニストレーション即ち行政法其物の講義が、誠に浅薄なもので、蠟を噛むが如く、砂を噛むが如く、加ふるに是迄稀有なりし口述筆記の方法で、三枚か五枚の物を傲然として講義し、之を筆記せしむると云ふ其遣方も第一癩にさはります、然し是は英文に翻訳したアドミニストレーションが困難なのかも知れぬと、初学の私共は遠慮して、其事も深くは問ひませんが、如何にも其口述の内容が、浅薄なるのには驚く許りです、私共は止を得ず、教師排斥の運動を初めまして、幾度も事務室へ行きて、懸合ひました処、君等がドウいつて呉れても（月給三百円だか三百五十円だか）三年間といふ事で雇入れたのであるから、途中で帰せば、三年間の全額を無駄に弁償せねばならぬ、君等は君等として不信任だろうが、最早卒業間近でもあるし、又来年度からは、新生徒が教授を受くるのだから黙つて勘弁して呉れぬかといふのです。

其時の政治学三年生は、高田、天野と私三人です。処が何の学科でも卒業論文を最終学年に書かねばならず、現に法学や理学の人々などは、最終学年の始めから問題を定め孜孜として勉強最中なのです、私どもの政治経済学と云ふはどちらの彼の哲学者美術者が、皆片手間に教授して呉れる位の事ですから、打明けて話せば、誠に修養が御粗末で、卒業論文の確りとした文題も考へ出せん位です。高田は何だか撰筆権を書くとかいつてましたが、一二枚も書きましたかどうか、天野と私とは題も何も定めず呑気な者でありました、私の發議するには何うせ斯様な継子扱されたる学

科で育ち、世間へ出るといふのだから、飾も何も着るものも無いではないか、其身其ま、のボロ着で、世間へ押し出したがよろし、就いては何うだいラットゲン口述筆記と、卒業論文免除と差引にして、トン／＼相殺にするは妙でないかといったら、高田、天野とも大に妙と賛成しました、そこで、私が全権委員となり事務室へ行きて、談判を初めました、驚く事か驚くまい事か、大学始まりて以来破天荒の話であり、殊に運動だの利益交換だのといふ事は、其節人の口にも唱へぬ処なれば、ビックリしたる……とゞのつまりは、其事に結〔決〕着して私共三人は論文なしに大学を出る事となりました、して見ると、文学士も余り価値はありません、尤も高田、天野は学界の貢献により、何れも法学博士になったのですから、疑を容る、所はありませんが、私の文学士などは、イヤハヤ実に恥しい物です。自分の身が楽になれば、それで済して置けばよいものを、兎角物数奇なれば、順天堂入院の山田喜之助氏を訪問しました。何うだい君も長の病気で御困りだらう、私は例の文なしだから、花魁酒一本（其頃丁度正宗瓶の如く流行したるものなり）持参する事も出来ねば、藤村から羊羹一切取寄る事も出来ぬ、金銭以外己の力で叶ふ事ならして遣るが、望もあらば云って見給へとやりますと、山喜君それは能く言つて呉れた、実は同級生は卒業論文を皆書いて仕舞った様だが、僕は未だ題も拵へてない、貴様（是は山田喜之助氏昔よりの語癖なり）己の為に論文を代作して呉れとの依頼です、オット来たり夫こそ御手の内のもの、併し君のは法律的でなくてはならず、法律といへばオースチンの法理論の……だから中々己には書ける筈もない、何うだ「立法論」といふ論文を書かふではないか、是ならば何うか斯うか此の政学生でも書けるだらうと、筆丈達者のものですから、三日許の中に百三十枚許りのものを拵へ上げました、処が全体私の文章といふものは、紆余曲折長きに失するといふ評のある処に（三島中洲「毅」先生は山田子之文冗長蕪雜不堪読と思ひ切つて評をしました、併し時々短い文を作りて行ても、点数はよくありませんでした）今度は文章の意味を、極めて曖昧にし、分明ならしめざる様務めたものです、其故は文章がハッキリ判つては、イヤ是は代作だワイと直ぐ悟られます、読み去り読み来りても、雲を掴むが如く、烟に入るが如く、自体判らなければよいのである、そうすれば是れは何うしたのだらう、是は山喜が病気で頭脳が何かあったのだとて、容易く済むに違ひない、斯る考

から立法論上中下三篇に分ちましたが、何う見ても、当世の所謂の不得要領許りで、曖昧模糊たるもの許りです、これも其俣で出せばまだよいのですが、山喜君例のソ、カシ屋ですから、さすが浄書文は自分でやりましたが、イザ提出といふ場合に、立法論の中を下に廻はし、下を中に入れたそうです、益々以て判らぬ事になりました、卒業論文の点数大枚僅か四十点、人は平生にあり山喜氏が、外の科目の出来もよかつたから、学校も大目に見て呉れたのでしようが、此節の大学では、迎も出来る話ではありません。

なお、当時の東京大学の卒業式は、例年七月一日と決まっていたが、山田喜之助たちが卒業した明治一五年は、コレラの流行で式が九月に延期された。このときの卒業生は、法学部は土方寧・三崎亀之助・砂川雄峻・山田喜之助・渡辺安積・三和親本・岡山兼吉・井原師義の八名、文学部（当時政治学・理財学〔経済学〕）は文学部に配置されていた）は有賀長雄・高田早苗・山田一郎・天野為之の四名である。

このうち、天野為之は、東京開成学校では山田喜之助らの一級上であったが、東京大学予備門で留年して大学進学が喜之助らと同じ明治一一年となったものである。一方、東京開成学校・東京大学予備門で同級だった坪内雄蔵（逍遙）は、大学で留年して、喜之助らの一年後れの明治一六年七月に卒業した。なお、同じく東京開成学校・東京大学予備門で同期の市島謙吉（春城）は、大学四年の明治一五年一月一六日に退学した。

6 法学士無試験代言人

卒業後の一〇月、山田喜之助・三和親本・岡山兼吉・砂川雄峻の四名は法学士無試験免許代言人となる。高橋一勝・磯野計・山下雄太郎（明治一二年卒・同年一〇月免許）、元田肇（明治一三年卒・同年一二月免許）、大谷木備一郎（明治一二年卒・一四年六月免許）に次ぐ六番目の法学士代言人であるが、当時、代言人の社会的地位は非常に低かつたにもかかわらず、なぜ彼らが代言人の途を選んだのかについては、前稿で引用した「法律新聞」

の連載「法曹の片影」に寄稿された山田喜之助の文章を、以下では省略なしに全文掲記しよう。⁽³²⁾

(一) 予が弁護士となりし動機

予が弁護士と為りしは政府者に対する不平其物が即ち動機となりしものとす、明治の初年には政府者は諸般の學術を奨励し幕府が洋学を兵衛医術に限りたるの陋見を斥け広く政治法律の学科をも研究せしめ所謂彼の長を取り我の短を補はんと期したりき木戸孝允氏の如きは蓋し其人なりしならむ、然るに板垣退助後藤象次(一二)郎等の諸氏朝廷を退き前原一誠江藤新平の二氏相續て蹶き明治十年木戸氏大久保利通氏繼で斃る、に及むで当時第二流たりし伊藤博文山県有朋等の諸氏は眼上の贅疣を没取せられたるが如き威を作し、志滿ち、意驕り先づ一服と謂ふ状態にて、情氣淫風全国を蓋覆し復た文教を顧みるの意なかりき

是より前、英国公使に、サー、ハーリー、パークスと、云ふものあり、彼は暴慢不遜の男にて自らウォーレン、ヘスチングに比し、我日本を第二の印度たらしめむと試みたる不心得者なりき、彼親切らしく政府者に忠告して曰く「日本青年欧米風の政治法律を学ばしむべからず、是れ日本禍乱の源なり、自由、民権、立憲政治等は欧洲の特産物にて日本には害ありて益なし、十年を出でずして今の政治法律を学べる青年は政府者に反抗すべし今に於て予め其所〔処〕置をなすに如かず」と情氣淫風に襲はれ自己の栄位を固守せむと欲する政府者は此パークスの警語を思ひ合せ、彼等が学生に対する態度は忽然一変せり、理工医等の諸科は奨励すべし、法律政治の諸科は寧ろ迫害すべしとは彼等が心底の秘密なりき明治十一年法科大学が其第一回卒業生を出せしより同十四年に至る間、試に大学一覽に就き其氏名を檢し其仕官の有様を一瞥すべし、十年蛩雪の勞苦を積み、曾ては国家の寵兒として官費に鞠育せられ、當時にありては得がたき高尚なる知識を有せし法科卒業生は通弁、判任官、しかも低き判任官に任せられたるに過ぎざりき、一二特別の資縁あるもの漸くにして奏任官の最下級に昇進したるに過ぎず、政府者か法科卒業生を薄待冷遇したることは実に予想外なりき同窓先進者の境遇を憐み憤りし余輩学生は誓て其轍を踏まざるべきを決心し余は二三同志と共に官

途を断念し相携へて江湖に馳騁すべく結托したりき、されど胸中確たる成竹あらざりき

適々明治十四年時の参議大藏卿大隈重信氏は廟堂を下れり、新聞紙の是非の議論は恰も鼎の沸くが如し余輩同志は土佐志士小野梓氏の紹介に由り初めて大隈氏に雉子橋邸に面会す既にして政党組織私学設立に尺瘁し青年学生は一変して青年政客と化し去りき、当時の同志者は岡山兼吉山田一郎高田早苗天野為之砂川雄峻の諸氏、余の齡二十二歳

余輩の動静を探知したる政府者の憤激は非常なりき、当時の大隈氏は謀叛人なりき、余輩官学の学生は謀叛人の子分と認められき、平生学生の志気行動に冷淡無頓着なりし文部及び大学当局者の狼狽は殆むど名状すべからざりき、説論は来れり、何等の効なし、抑圧は来れり、官費は取揚げらるべし杯の風説も起れり、亦何等の効なし、甘餌も来れり、或者は直に奏任官に登用すべし杯と諷せらる、亦皆な効なし、一旦決したる青年の志は遂に奪ふべからざる也
翌十五年七月余輩同志は幸に一人の落伍者なく学士を授けられ名残り惜しきが如く惜しからざるが如く母校を辞し去りき

天は勤勞なき生活を許さず、政党、私学は衣食を得る所以にあらず弁護士業は天が余に餘したる唯一の位置なりしのみ、当時弁護士士の位置猶ほ低く代言人と称して往々人の輕侮を招く、現に余が郷里なる老父は余の代言人たるを悦ばざりき、余も亦初めより代言人たらむがために法律学を修めたるにあらず、又巨富を獲むがために代言人たりしにあらず、一言之を蔽はゞ政府者に反抗したる一事之れが動機を為したるものとす

余が同志者と共に政府反抗の拳に出たるには公の理由あり、私の理由あり、然れども一片母校を思ふの念も亦自から其中に包含せられざるにあらずし也、是卒や、一面には同窓先進者の冷遇に酬ゆる雪耻の復讐戦となり、他面には後進者の前途を塞げる荆棘を幾何か剪伐したるもの也、陳涉〔勝〕呉広は余輩の固より甘むずる所也、若し余の言を疑ふものあらば請ふ明治十六年以来政府が法科卒業生を待遇すること遙かに曩日に異なる所あるに徴せよ、余輩の犯行は徒爾ならざりし也、政府者に法科大学生の存在を認識せしめたる也、

予が弁護士となれる動機は即ち前陳の如し余豈に敢て天稟弁護士の才なりと自信せむや

(二) 青春時代の回顧

余には青春時代なかりしが如し、二十前後は男子の青春なるべし、而して是時の我は、垢面、悪衣粗食一個困学力願の人、当時の校館には更に運動遊戯等の設備なく勿論倶楽部杯のある筈もなく寄宿舎は今日の監獄よりも汗穢也、爛醉放歌、賄征伐、幹事窘めの類は萬已むを得ざる無聊の餘に出づ、獅子を養ふものすら、猶ほ其弄ぶべき球子を与ふると云ふに、当時大学当局者の無計画なる実を驚くべき也、加之ならず学科の繁雜にして、比較的高尚を期する結果羸馬重荷に堪へず、果然学生の重病者死亡者の率は非常なりき、余輩と共に大学に入りし数十人、共に業を卒へし者無慮！タッタ八人！而して此八人者も就学中の疲労に堪へざる者甚だ多かりき今や存する者余の外僅に二人のみ、人を殺すは戦場のみに非る也、

当年の書生或はピットの少年にして能く大功を建てたるを羨み、或は虞（グラッドストーン）翁の風貌を想ふて国会政治を夢み、或はガルバルヂーの雄図を聞きて西郷南洲の徒らに死せしを慨し（而して常に小遣錢の不足を嘆じ）彼所にも吁吁、此所にも噫噫、青春雍容の氣象は殆むと認め難たかりき、時勢の然らしめし所也

雖然、人生豈に終に青春なくして空しく老むや、蓋し余の青春は之を常人に比し十年遅れたるが如し、余曾て司法に官せり、一寮属の身を以て当時政府者の条約改正法典編纂に反対し終に官を棄つ、時に明治二十三年、余齡三十二歳、爾来略ぼ世事の纏綿を脱し、花柳に流連し詩酒に荒亡するもの八九年、是れ或は余の青春なりし耶、否耶、今に於て往事を回顧す後悔の念を留めず又追慕の情を生せず転た淡然泊然たるを覚ゆ、

(三) 愛讀書、娯楽、崇拜する人物

余は専門に関する書物の外は、手当り次第翻読する流義（儀）也、同一書籍を数度読むことは甚稀なり、されど莊子、史記、陶淵明集、セーキスピヤ集バイロン集等は愛讀書と謂ふを得べきが如し

衆人を相手に縦横談話を交換することは予が第一の娯楽也、酔後の揮毫も亦一楽也
人物崇拜は予が脳底には絶対的皆無也

一方、播磨辰次郎（龍城）は、代言人時代の喜之助について、次のようなエピソードを紹介している。⁽³³⁾

ソレハ東京控訴院部長裁判長の鈴木喜三郎氏（今の「司法」次官法学博士）と訴訟代理人たる山田氏と法廷で衝突したときのことであるが、山田氏は昂然としてみづから法冠法衣を脱ぎすて卓を叩いて裁判長でなく貴サマソノ衣冠を脱げ訴訟代理人の山田でなく法学者の山田喜之助として相手になる、貴様も裁判長判事としての衣冠を脱し法学者の鈴木喜三郎として相手をしろ、お互に衣冠を取れば等しく一個の法学者である、凡そ裁判官たるもの能く人の言を尽さしめ而て後に取捨判断せざる可らず、貴様の様に頭から抑制して人をして其説を尽さしめぬのは不当である、タトヒ此方の説が誤つて居るにもせよ頭から之を遮断するのはケシカラヌ云々と猛烈に喰つて掛つた、実にすさまじき法廷の一波乱であつたがソレハ兎も角、山田眞南氏が衣冠を脱却し開きたる法廷を無形的に閉ぢて法廷でなく非公式の一室内として議論を闘はせうと云ふのは裁判官が出て居つても、衣冠を脱却して非公式にすれば法廷では無いといふのである。之亦理は当に然るべきである。

その他、彼の事蹟一般と、その晩年については、彼の死去（大正二年二月二〇日没）を伝える新聞記事を、そのまま引用しておこう。⁽³⁴⁾

漢詩人として弁護士として奇人として酒客として一時有名なりし眞南山田喜之助氏は近來病氣勝ちの爲め全く隠遁的の生活をなし牛込区市ヶ谷薬王寺前町なる自宅に引籠もり居りし処、近頃病漸く篤く遂に二十日午前八時半逝去したり、氏は大阪の一商家に生れ藤沢南岳翁を師として詩文に同門を圧し後大阪英語学校より移りて東京開成学校即ち後の東京大学に入りて法律を修め高田早苗、坪内雄蔵、天野為之の諸博士等と親しく夙く故小野梓氏等の政治運動に加はりまた早稲田大学の前身たる東京専門学校の創立に与りて力を尽くし明治十五年大学を卒業するや直に拔擢されて司法権少書記官に任せられ後辞して改進黨に入り松隈内閣の際には衆議院書記官長に任せられ更に憲政党内閣の際司法次官となり、其の野に在る時は常に弁護士を業とし、最近には麹町区内の区会議長となり同区公民会の領袖とし

て尚ほ掉尾の飛躍を期し居りしも病の爲めに果さず全く世人に忘れられんとしつ、ありは惜むべし、葬儀は来る廿三日午後二時途中行列を廢し築地本願寺に於て執行する由なり

なお、一三日に執り行われた葬儀の模様は、次のようなものであった。⁽³⁵⁾

前司法次官法学士奠南山田喜之助氏の葬儀は昨日〔大正二年二月三日〕午後二時より途中の葬儀を廢し築地本願寺に於て仏式に依り挙行されたるが学士会、中央大学、弁護士会、奠南会等の弔詞朗読あり喪主紹之助氏を始め未亡人、令息、令嬢、親戚、岡松〔參太郎〕、井上〔匡四郎〕、両博士、友人松田〔正久〕、法相代、奥田〔義人〕、文相、元田〔肇〕、通相其他の諸博士等順次焼香し同三時結了せり、当日奥田文相及び元田通相よりは会葬者に挨拶を述べ杉浦重剛氏は棺前に於て弔詞を朗吟せり

詳細については、中央大学「法学新報」の追悼記事に、奥田義人（中央大学の学長でもある）・江木衷（友人総代）・原嘉道（東京弁護士会長）・学士会・小川平吉・石山彌平（中央大学学員会理事）・杉浦重剛・川島仟司（奠南会総代）・岩崎鉄次郎（中央大学実業同窓会総代）・漢文学会・東都泊園同窓会会員一同・松隈昌隆（中央大学学生総代）・高田似壠の弔詞・祭文が掲載されている。⁽³⁶⁾

(二) 山田奠南のリエンツイ

一方、長谷川如是閑は、山田喜之助について、次のように語っている。⁽³⁷⁾

これは後年山田奠南から聞いたことだが、アントニーの弔い演説の冒頭の「シテイズンス・ローマンス・エンド・カントリーメン」というのをどう訳したものかと、逍遙先生から相談をうけたが、「市民よ、ローマ人よ、田舎びとよ」ではおかしいし、それに一々「諸君」を入れないと複数にならないが、入れるといよいよセリフにならないし、

語呂も悪いといったような工合で、結局、手に了えないで、「ヤオレ方々、ローマ府民諸君」でご免を蒙ったということである。

この山田眞南（喜之助）は、後年私が東京法学院（英吉利法律学校の後身、現在の中央大学の前身）にいた時の先生で、逍遙先生より二年（正しくは一年）早く大学を出たが、逍遙先生は落第して卒業が遅れたので、一期前の学生で、早くから逍遙先生とは親交があった。当時改進黨の若手として名をなした後司法官に転じて、大審院検事だったが、ボアソナードやロスレルなどという外人が、日本の民法商法を作るというのに反対し、辞職して弁護士となって、憲政党から代議士に出て、同党の内閣の時司法次官に就任したが、日露戦争後の日比谷の騒擾事件で首領として刑をうけた。

大阪の砂糖屋の子だというのに、辛辣で潔癖で、今も問題になっている政治献金などには目もくれず、晩年借財のために無一物となった時にも、一切の援助を退けて、牛込河田町四番地の三間ほどの借家に住まって、文字通り赤貧洗うが如くにして世を去った、奇人伝中の人物である。岡松龔谷の弟子で、師がその女（二女・鳩）を嫁させたほどの秀才で、漢学の素養も十分だったが、英文学の趣味もあって、逍遙の翻訳の相談相手にもなったのだが、逍遙がリットン（『リエンジー』を『概世史伝』と題して訳したのは同氏の作だということも、私は当の眞南から聞いた。その詩のうちで今私の思い出せるのは、ただ「君見ずや隊婆の河」という一句だけだが、それらの漢詩はどうしたわけか、先生の晩年に春陽堂から出た選集版では省かれている。

そこで、まず、シエークスピア『ジュリアス・シーザー』の翻訳（『該撒奇談・自由太刀余波銳鋒』）から見ると、舞妻多須に暗殺された獅威差を悼む菴兔尼の追悼演説の冒頭は、如是閑の言うとおり「ヤオレ方々、羅馬府民諸君」であり、また、この作品の末尾には、眞南作のような漢詩まで添えられているから、逍遙が翻訳の際に眞南に相談したことは間違いない。

題該撒奇談

雄略如君誰得此、拔山翻海何壯
偉、由来俊傑以春花、爛粲開時隨
逝水

殺身殉国道当仁、誰計彼時見此
人、唯是祖風存遺烈、議堂一挙目
千春

奠南山田喜題

一方、『リエンジー』というのは、イギリスの劇作家で政治家・リットン卿⁴¹の、一四世紀ローマの護民官が主人公の歴史小説《*Rein*》のことで（坪内訳の表記では「莉廷児」）、原作の初版は一八三五年であるが、逍遙が翻訳したのは一八四八年の第二版である（一方、初版の独訳を基に作曲家自身が台本を書いたオペラが、ワーグナーの出世作『リエンツィ』（一八四二年ドレスデン初演）である）。

だが、如是閑の記憶談は、かなり間違っている。

第一に、『慨世史伝』とあるのは『慨世士伝』の誤記で、これは、逍遙が大学を卒業した翌年の明治一七年一月二十八日板権免許、明治一八年二月出版の英国ロルド・リットン（著）『日本逍遙遊人（訳）』『開卷悲憤・慨世士伝（前篇）』（成島国任）を指す。

第二に、問題の漢詩は、同書三四三頁（第十一套）（三四二頁以下）中（）に登場するのであるが、『*Tiber*』（ローマを流れるイタリア第三番目の大河・テヴェレ（*Tevere*）川の英語表記）の漢字は「隊婆」ではなく（如

是閑先生この当てずっぽうの当て字はひどすぎる）「太発」である。問題の漢詩の全文を引用すれば、以下の通り。

羅馬自由歌
 君不見亞伯之山聳雲際。翠黛依然色不替。
 又 不見太發之水汪洋流。日夜向海会不滯。
 對此山兮臨此川。興亡古今已幾年。
 男兒在世寧悠々。奮進須画興國謀。
 嗚呼太發水亞伯雪。後人宜須則前哲。

この漢詩は、原文とは似ても似つかぬ自由な創作であり、原詩には「亞伯」あるふすはもちろん「太發」たいばあ川も出てこない(ちなみに、ローマからアルプスは見えないし、テヴェレ川の源流も、アルプスではなくアペニン山脈のモンテ・フマイオーロ(Monte Fumaiolo)である)。山田喜之助が漢詩の名手というのは、如是閑に限らず皆の述べているところではあるけれども、この詩に関しては、上手いのか下手なのかよく分からない(ただし、筆者の研究室にいる中国人留学生(大学院修士課程)によれば、中国語の文法的には完璧だそうである。そもそも「漢詩に長じている」という言葉の意味するところは、中国語のグラマーを完全に会得していることを指しているのかもしれない)。ちなみに、同書初出版の冒頭には、山田奠南の手による毛筆の「序」(全四頁)も存在する。

第三に、如是閑は、この漢詩は「春陽堂から出た選集版では省かれている」と述べていたが、坪内雄蔵『逍遙選集(別冊第二卷)』(春陽堂、昭和二年)には、初出版では筆書だった奠南作の「序」が印刷されて収録されているほか(四四三頁「叙」、問題の詩もきちんと掲載されている(六三七頁))。

三 山田正三

(一) 略歴

山田喜之助の腹違いの弟・山田正三に関して、『逸話で語る民訴学者の面影』では、林屋礼治も鈴木正裕も（周知のように兩人とも歴史研究の大家である）経歴の詳細不明と語っているが、正三が京都帝国大学法学部を定年退官する昭和一八年一月の「法学論叢」には、小野木常による略歴紹介と業績一覧が掲載されている。⁽⁴⁴⁾

1 生年・生地・続柄

小野木によれば、山田正三は「明治十五年十二月二十日大阪市に誕生せられ、幼にして東京市に転住、同地に於て初等教育及び中等教育を終へ」た。⁽⁴⁵⁾

なお、多くの文献は、山田八郎兵衛（富三郎）の「四男」としているが、「正三」という名前からすれば「三男」が自然である。しかしながら、他の兄弟の名も、生母の名も、目下のところ調査しきれていない。一方、辻村報告が紹介する作之助資料によれば、正三は「実母が死亡したので私の家〔東京の喜之助の家〕に引き取った」とあるが、正三の実母の没年は調べきれていない。正三が通った小学校・中学校についても未調査であるが、中学は東京府立第一中学校（府立一中。現・日比谷高校）か。

ところで、小林俊三によれば、正三が法学者の途に進んだ背景には、法律家である兄・喜之助に養育された幼少期の環境があった。⁽⁴⁷⁾

この人（山田正三）は少年時代より数学が秀いで、また機械に異常なまでに鋭い眼と指の感覚とを持っていた。だから親族の一部や友人達はなぜ彼が工科に進まなかったのかと批判したのだ。機械の能力では、大正一〇年頃の

見聞だが、写真機を繕ったり、時には懐中時計（まだ腕時計は少なかった）を全部解体して検査しふたたび元どおり組立てて立派に不調故障を直す腕をもっていた。正に時計屋になっても十分生活できたらう。

山田正三さんがなぜ法科に進んだかという点、その周囲があまりに法科関係で充ちていたからである。彼の義兄（異母兄）は、明治一五年東大出身の箕南山田喜之助（大審院判事、後に代言人組合長三回、その他前掲民法典論争の項参照）であり、箕南夫人山田鳩子の弟は岡松参太郎であり、また正三夫人の父は明治憲法の起草者の一人井上毅であった。そして彼は少年時代から義兄山田喜之助に養われて成人した。今の千代田区内幸町辺にあった山田家には、法学生がごろごろし、また山田箕南の門下の花井卓蔵、川島仞司などという一騎当千の弁護士がいたので、知らず知らず自分は法律をやるものだと思ひこんでいたらしい。当時岡松博士の実弟に工学博士井上匡四郎氏があつたが、とてもこの人だけの希望では衆寡敵せずであつた。これで山田正三民訴法が数学さながらの精密論理の組立であることが分るのであらう。

右の小林の言のうち、井上匡四郎（いのうえ・ただしろ）。一八七六一一九五九）は、すでに触れたように、明治九年四月三〇日岡松甕谷の四男（岡松参太郎の弟）として生まれ、明治二八年二月病のため死期の迫つた井上毅の庶子（長女）ふじ（富士子）の婿養子に迎えられ、翌三月一五日養父の死により子爵を襲爵した人物である。明治三二年東京帝国大学工科大学卒業後は工科大学講師、翌三三年助教、三四年より留学、留学中の三九年大阪高等工業学校（現・大阪大学工学部）教授、四〇年帰国後は大阪高等工業学校教授兼任で京都帝国大学の理工科大学教授に就任。山田正三が京都帝国大学を卒業した（明治三九〜四二年在籍）翌明治四三年一〇月貴族院議員となり、正三が京都帝国大学の講師から助教に昇進した大正元年八月に東京帝国大学工科大学教授として転出した。正三の大学生時代には、匡四郎の兄・岡松参太郎も京都帝国大学の法科大学教授を務めており、正三の兄嫁（喜之助の妻）鳩は、参太郎・匡四郎の姉であつたから、大学生の正三は、義理の兄弟の關係に当た

る参太郎・匡四郎の許に頻繁に出入りしたことであろう（あるいは参太郎・匡四郎宅に寄宿していたかもしれない）。匡四郎の妻・ふじ（富士子）の末妹・いと（井上毅三女。正三と七歳違いの明治二年一月生）と正三が結婚したのも、こうした縁による。

2 第四高等学校

昭和四年に京都帝国大学に入学して山田正三の講義を聞いた中田淳一によれば、長らくの京都暮らしにもかかわらず、山田正三の口調は「東京育ちのべらんめい調」であったという。⁽⁴⁸⁾

しかし、東京の小学校・中学校を出た正三が進学した先は、地元・東京の第一高等学校（一高）でも、岡松参太郎・井上匡四郎兄弟のいる京都の第三高等学校（三高）でもなく、金沢の第四高等学校（四高）であった。

明治三六年九月に四高第一部（法科・文科）第一年乙組（甲乙丙の三組のうち、甲組・乙組は英法科、丙組は独法科）に入学した正三の席次は二四人中一二位と、あまり振るわない。⁽⁴⁹⁾翌三七年二年乙組の席次も二三人中一八位⁽⁵⁰⁾、三八年大学予科第三年英法科の席次も二四人中一七位⁽⁵¹⁾、三九年卒業時の席次も二一人中一九位と、むしろ下位層である。これに対して、正三と英法科の同級で、三年間首席を通し、二年から特待生となっていたのが、後に東京帝国大学法科大学を卒業して逓信省に入省、昭和六年逓信次官から、昭和十一年岡田啓介内閣の法制局長官に昇り、戦後は日本放送協会会長、日本電信電話公社総裁を歴任した大橋八郎であった。

一方、彼らと同学年で、第一部の文科（独文科）に在籍した三名のうちの一人が、後に京都帝国大学法科大学の同僚となる唾道文芸（末川博の師）である。

なお、『第四高等学校一覽』は、在校生に関しては本籍地のみを記載しているが、卒業生に関しては族籍も記載しているところ、山田正三の本籍・族籍の記載は「東京士」になっている。本籍地が大阪ではなく東京になっ

ているのは、家督を相続した兄・喜之助の戸籍に入ったためであるが、族籍が士族になっているのは、単なる誤記なのか。⁽⁵³⁾ 大方のご教示を賜りたい。

3 京都帝国大学

明治三十九年七月四日四高を卒業した同級生のうち、首席の大橋八郎が東京帝国大学に進んだのに対して、東京育ちの山田正三が京都帝国大学に入学したのは、やはり成績のせいだったのだろう。このとき法科大学の同級になった者には、文科（独文科）から転じた曄道文芸のほか、やはり後に京都帝国大学法科大学教授となった菅原眷二がいる（兵庫平民。山田正三・曄道文芸と同年に京都の三高英法科を卒業⁽⁵⁴⁾）。

大学在学中の成績は、曄道文芸が最も優秀だったようで、曄道は、三年次（明治四一年九月）には野草省三（三高出身、ポルト部主将、後に住友生命取締役）とともに特待学生に選ばれている。

もっとも、明治四二年七月の卒業時の法科大学の優等学生は、曄道文芸・菅原眷二・山田正三の三名で（席次はこの順番だったようである）、七月二五日午前九時より挙行された卒業式で、三人は天皇名代・東伏見宮依仁親王より恩賜の銀時計を授与されている。⁽⁵⁵⁾

4 判事試験・判事・検事・講師・助教・教授

卒業後、曄道文芸と山田正三は大学院に進むが、⁽⁵⁶⁾ しかし、山田は同年八月二日菅原眷二と同日付にて司法官試験となつて、翌明治四三年七月一四日大学院を退学した。⁽⁵⁷⁾ これに対して、曄道は、同年（明治四三年）一月一日に京都帝国大学法科大学助教（七等）に任ぜられる。⁽⁵⁸⁾

だが、翌明治四四年一月一日山田も京都帝国大学法科大学の講師を嘱託される。その一方で、彼は、翌明治四五年四月一八日には菅原眷二と同日付にて判事に任官（京都地方裁判所詰）、同年六月一九日京都帝国大学

法科大学助教に就任（判事と兼任）、翌七月一六日には判事より検事に転ずるが（京都地方裁判所検事局誌）、小野木常によれば、この転官は、法科大学助教との兼任の都合によるという。⁽⁵⁹⁾

その後、彼は、大正四年七月文部省から破産法および民事訴訟法研究のため米国留学を命ぜられるとともに、検事を兼務する司法省からも米国における不良少年の感化の実況調査を命ぜられる。このとき菅原春二も京都帝国大学法科大学助教となつて米国留学を命じられているが、独法科卒業の彼らがドイツへ赴かなかつたのは、ヨーロッパでは前年（大正三年）より第一次世界大戦が勃発していたからである（留学中に大戦に巻き込まれた曄道文芸も、ドイツでの修学を断念している）。⁽⁶⁰⁾ 山田と菅原は揃つて大正七年一月に帰国、同年には教授に昇進し、翌大正八年四月二二日には揃つて法学博士（京都帝国大学総長推薦）を授与されている。⁽⁶¹⁾

なお、山田正三・いと夫婦の間には、長男・友三（大正七年一月生）、長女・和子（大正一一年一月生）の二人の子がいたが、⁽⁶²⁾ このうち長男の友三（この名前も「三男」名前であるが）は、父・正三が帰国した月に生まれている。正三は、妻同伴で留学したのであるうか。ちなみに、この長男は、立命館大学入学と同時に学徒出陣で北支に派遣され、終戦二日後の昭和二〇年八月一七日ゲリラとの戦場で戦死した。この悲報が、父・正三の死を早めたともいわれる。一方、長女・和子（京都府立第一高女卒）は、父・正三の死後も、夫・真野富士夫とともに、父の遺した京都・上京区塔之段藪ノ下町の家に住み続けた。神戸学院大学・山田作之助関係資料の中には、和子発・作之助宛の手紙が多数遺されているので、こうした書簡の分析を通じて、山田正三という人物の実像を洗い出すことが可能かもしれない。

このほか正三は、兄・喜之助が鈴木こと（東京府人）との間にもうけた二人の娘のうち妹・麟子（明治三九年一〇月生。前記一三⑥参照）を、自分の養子にしたうえ、昭和四〜六年頃（正確な年月日を特定できない）、京

都の裕福な砂糖商・熊谷得之助の三男・達之助に嫁がせている。すでに触れたように、熊谷得之助は、喜之助の父・富三郎の弟・得兵衛（得三）の子である（前記二（一）2参照）⁽⁶³⁾。

その後、正三は、昭和二年五月一〇日（昭和四年四月三〇日）法学部長に就任、さらに、昭和八年の滝川事件では残留組に回り、昭和一〇年一月一九日（昭和一二一年五月三一日）再び法学部長となって、退職組の欠員補充のために奔走することとなる。

なお、二度目の法学部長時代の出来事として、山田作之助（正三の甥）の妻・道（道子）の弟・高倍（柴田）健（作之助の甥）は、次のような思い出を語っている⁽⁶⁴⁾。

〔作之助〕一家が京都へ行った時、弘之助君〔作之助の長男〕にとつては大叔父様に当たる、塔之段の京大法学部長をして居られた山田正三先生のお宅を訪問した時の事、吾々子供達は二回の御座敷で初めは大人しく待っていたのだが、その内に段々と退屈しはじめて来た。誰が始めたか不明であるが座布団の投げっこが始まった。それはやがて大合戦となり、遂には窓から下の庭まで飛んでしまった。書生の中田さん⁽⁶⁵⁾が下まで拾いにいく始末で、やがてこの小暴拳は東京の親類方面にまで伝わったそうである。

後にも見るように、山田一族の親類付き合いは、戦後になっても非常に親密である。それゆえ、神戸学院大学・作之助資料からは、一族の交流の詳細を読み取ることができるだろう。

5 「高級趣味」の「ダンディー」な「一等教授」

再び山田正三に話を戻せば、昭和六年五月一日より大阪毎日新聞に連載された京大教授の批評記事「京大展望」で、彼は次のように評されている⁽⁶⁶⁾。

京大アドルフ・マンチュ [Adolphe Jean Menuou: 1890-1963……アメリカの映画俳優]——水際立てる伊達者こそ

は山田正三博士である。日本人離れのした容貌、折目の正しいツボン、高価な絹靴下、そして「この帽子はロンドンで買ひましたよ」……「葉巻は一本十円くらゐののではないとおいしかアありませんね」……「自転車も三百円くらゐになると素敵に乘心地がい、ですよ」……誠に愉快ですな（フィリスティン）「pauisine（俗物）」だなんて、シッシ……いや全く、山田先生はシツクな紳士の見本ですよ。香りの高いお茶にトルコ葉のシガレット、やがてポルドー製のワイン、お天気次第ではシャンパンの栓がボンと飛ばうといふのに滅相な悪口なぞ……。

「もう帰り途だからいせろつて？」

「山田さんの民事訴訟法を見たかい、あの御粗末さ加減と来たらどうだ、材料だけはゴタ／＼と並べてあるが、まあゴミ溜めだな」

「貴公は落第点でも貰ったんぢやないか」

「貰ふけえ、俺の答案が先生の著書より出来がい、くらゐなものさ人品骨柄では敵はないが」

「えらい気焔だな、道理で、シャンパンをビールのやうに飲むと思つたよ」

山田博士は、むかし司法次官で鳴らした山田喜之助氏の実弟で、学生時代にはすばらしく出来た。岡松参太郎博士の妹婿となつて（正確には岡松参太郎の弟・井上匡四郎の妻・ふじ（井上毅長女）の妹・いと（井上毅三女）と結婚）洋行したが洋行中に頭の調子を悪くしたとかで、今では右の如く、不逞な門弟から酷評を受けたりする。（こんな弟子には跡部〔定次郎。京都帝大教授・国際私法〕さんの説教を聞かせにやなるまい）

山田正三の学問については、後に改めて触れることとして、人物に関していえば、右記事の山田評は正鵠を射たものようで、小林俊三も、「山田さんは中々当時の言葉でいうとハイカラで贅沢で、いつも上京すると帝国ホテルに宿をとるのを常とした」といひ、また、『逸話で語る民事学者の面影』に会した民事訴訟法学者たちも、次のように語っている。⁽⁶⁸⁾

林屋〔礼二〕　いまのお話で、山田先生は非常に工学的な技術をもっておられたので、お宅の書斎の机には部屋の全部の電気が点灯する装置があったり、それから御家族を呼ばれる場合もボタン一つでベルが鳴ったり、何か非常にそういう素晴らしい設備があったということです。

鈴木〔正裕〕　それから、私どもの伺っている話では、あの先生は非常に高級趣味と申しますか、ダンディーな方でいらして、当時の高文の司法科の試験委員として東京へ行かれるときは必ず二等寝台に乗って行かれました。一等、二等、三等とあった時代ですね。お泊まりになるのも帝国ホテルと決まっています、そこに親しかつた細野良さんや、あるいは菊井維大先生、兼子一先生を呼ばれて一緒に食事をされたようです。訴訟法学会がつくられたのは昭和一〇年でございましたか。

斉藤〔秀夫〕　一二年です。

鈴木　あの訴訟法学会というものがつくられる機運が醸成されてきたのも、こうしたことを通じてだということです。

斉藤　いまの鈴木先生お話の訴訟法学会発会はずか一二、三名の集まりでありましたが、山田先生から京都でマツタケ狩りに案内されてごちそうになりましたね。

鈴木　訴訟法学会の時分は、先生は一番お若い。

斉藤　はい、一番末席です。

鈴木　山田先生が非常に高級趣味の持主だったということは、これまた中田〔淳一〕先生からお伺いした話ですが……。当時果たしてゼミナルというものがあつたかどうかよくわからないのですが、とにかく中田先生のように在学中お世話になった人たちが卒業するときにお礼のコンパをするわけです。そうすると、山田先生は必ずお返しとしてその人たちが京都の「都ホテル」、都ホテルといえども高級ホテルですが、当時は京都でおそらく唯一の洋式ホテルだったと思います、そこへ呼ばれてテーブルマナーを教えられるのです。中田先生いわく、「私にはと

でもそんなことはできない。ああいうのを一等教授といえれば三等教授だ」と。当時「三等重役」という言葉がはやりましたが、それをもじって三等教授などとおっしゃっていました。

なお、右の会話のうち、一等寝台の利用に関して、山田正三は、二度目の法学部長を退任した昭和一二年の暮れ（一二月一七日）、東京行上り急行列車（午前五時五五分熱海到着予定）の丹那トンネル内での列車火災に巻き込まれている。火元は一等寝台の一八号室で、山田が寝ていたのは一四号室であったが、当時の新聞によれば、山田はズボンをはく暇もなく、熱海駅の駅員から借りたズボンで東京入りしたという。以下、「駅員に借着して／山田博士の都入り」と題する読売新聞記事を引用しておく。⁽⁶⁹⁾

火事の起つた一等寝台車の十四号寢室に乗り合わせた京都帝大農学部山田正三教授はノーネクタイに熱海駅員に借りたズボンをはき、その上に上着と茶色の外套を羽織つた姿で東京駅々長室のストロブを前に語る

「僕は十四号に寝てゐたが隣りで外人が何にか大きな声でシャベツてゐるのが耳についてウルサイなと思つて眼をさますとキナ臭いぢやないか、これはいけないと身の廻りのものをひつゝ、かんで飛び出した、しかしこの通りズボンをもたずに飛び出したので借着する始末さ、出火の室と離れてゐたのでどこからどうしての出火なのかさっぱりわからん」

確かに口調は京都弁ではなく、江戸っ子のべらんめえ調である。なお、同記事には、借り着姿の山田の哀れな写真まで大きく掲載されており、「高級趣味」の「ダンディー」な「一等教授」の面目丸潰れの感がある。

6 退官・没年

昭和一七年一二月二〇日で六〇歳の定年を迎えた山田は、翌昭和一八年一月二八日に退官する。この間の経緯については、翌二月の「法学論叢」の「雑報」欄の記事を引用しておく。⁽⁷⁰⁾

○山田教授退官

昭和十七年十二月二十日を以てめでたく還暦を迎えられた山田正三教授は定年制に基きかねて辞表を御提出中のところ、去る一月二十八日発令退官せられた。

退官後は胸部疾患を患い京都市上京区塔之段數ノ下町の自宅にて療養していたが、戦後の昭和二十四年一月六日午後八時自宅にて死去。享年六八歳。

(一) 山田正三の業績一覧

山田正三の学風に関して、小林俊三は、「数学のように正確に整理され、雉本〔朗造〕民訴を基礎とし、それを確固とした石垣に造成した感があった」と評する⁽⁷¹⁾。

一方、鈴木正裕は、次のように述べている⁽⁷²⁾。

ただ、山田先生のお書きになったものは、これは斉藤〔秀夫〕先生にもお伺いしたいのですが、大体ヘルビツヒのジステムが基本になっていましたね。中田〔淳一〕先生からお聞きした話では、例えば判例批評をお書きになりますと、まずご覧になるのはヘルビツヒのジステム。これで足りないときは、シュタインの注釈書。それから、なお読まれるとしたらゾイフェルトの注釈書、これはヴァイスマンが手を入れる前の注釈書。それだけ読んで書かれていたようですね。教科書、体系書も、表題は次から次が変わるのですが、大体中身は同じようなものが出版されましたね。その意味では恩師の雉本先生は論文を主体に業績を残されましたが、山田先生は教科書、体系書を主体に業績をあげられて、しかも残念ながらその業績が雉本先生ほど今日に伝わっていないですね。

山田正三の業績に関しては、前記「法学論叢」の小野木常執筆の退官記念記事でも言及されているが、同記事

中の「山田先生著書論文目録」は、山田の著作のうち代表的なものを抜き書きしているにすぎない。一方、鈴木正裕の言から推測するに、山田の業績が再評価されることは、未来永劫起こらなさそうな雲行きなので、以下では、この機会に、管見の及ぶ限りすべての彼の著作を、年代順に列挙しておくことにしよう。

【明治四五年・大正元年（一九一二年）】……三〇歳（京都帝国大学法科大学助教授に就任）

一〇月 「(論説) 仮執行ノ宣言ト判決」京都法学会雑誌七卷一〇号二八頁

【大正二年（一九一三年）】……三二歳

七月 「(雑報) 匈牙利新民事訴訟法ニ付テ」京都法学会雑誌八卷七号一九四頁

一〇月 「(雑報) 京都ニ於ケル破産統計」京都法学会雑誌八卷一〇号二四一頁

【大正七年（一九一八年）】……三六歳（留学より帰国、教授に昇進、破産法講座担任・独逸法第一講座
分担）

八月 「(論説) 訴訟不法行為ニ因ル不当認定判決ノ効力」京都法学会雑誌一三卷八号一頁

一〇月 「(論説) 各種ノ訴訟物及其価額(一)」(二・完) 京都法学会雑誌一三卷一〇号二六頁、一一号(十一月)二
九頁

【大正八年（一九一九年）】……三七歳（法学博士）

一月 「(雑録) 占有権ノ価額」法学論叢一卷一号一四九頁

二月 「(民事訴訟法判例批評1) 一 証拠抗弁ノ判示方」法学論叢一卷二号一二四頁

「(民事訴訟法判例批評1) 二 裁判外ノ示談ノ効果」法学論叢一卷二号一二六頁

三月 「(民事訴訟法判例批評2) 三 裁判所書記ノ署名ナキ裁判ノ正本又ハ謄本ノ効力」法学論叢一卷三号一二三頁

「(民事訴訟法判例批評2) 四 主タル当事者ノ意思ニ反スル従参加人ノ上告」法学論叢一卷三号一二六頁

- 四月 「講演」米国に於ける幼年裁判」京都經濟会講演集七号七三頁
- 五月 「民事訴訟法判例批評3」五 確認訴訟ニ於ケル即時確定ノ利益ト給付訴訟」法学論叢一卷四号一一六頁
- 五月 「民事訴訟法判例批評4」六 請求ノ原因ノ意義」法学論叢一卷五号一二八頁
- 六月 「民事訴訟法判例批評5」七 証拠調ノ囑託書ト裁判長ノ自署ノ要否」法学論叢一卷六号一一四頁
- 六月 「民事訴訟法判例批評5」八 弁論再開申請ニ対スル裁判ノ要否」法学論叢一卷六号一一六頁
- 七月 「民事訴訟法判例批評5」九 公正証書ニ依ル債務名義ト給付訴訟ノ利益(公正証書ニ依ル債務名義ト判決ニ依ル債務名義トノ差異)」法学論叢一卷六号一一六頁
- 七月 「民事訴訟法判例批評6」一〇 受命判事指定命令送達ノ欠缺ト責問權ノ拋棄」法学論叢一卷二号一四四頁
- 七月 「民事訴訟法判例批評6」一一 挙証責任ト第一一七条トノ關係」法学論叢一卷二号一四六頁
- 八月 「陪審制度は尙早(山田正三氏談)」大阪朝日新聞大正八年七月一八日朝刊
- 八月 「民事訴訟法判例批評7」一二 相殺契約ト予備的相殺ノ抗弁(相殺抗弁ノ判示方)」法学論叢一卷二号一三二頁
- 一〇月 「民事訴訟法判例批評7」一三 妻ノ訴訟能力ト上告ノ提起」法学論叢一卷二号一三四頁
- 一〇月 「陪審制度の是非——其沿革と欧米の現状に就て(上)(下)」新愛知大正八年八月一三日朝刊、一四日朝刊
- 一〇月 「民事訴訟法判例批評8」一四 家督相続回復ノ訴ノ正当ナル原告及相続無効確認又ハ戸主權存否確認ノ訴ノ許否」法学論叢一卷四号一一八頁
- 一一月 「民事訴訟法判例批評9」一五 相続回復ノ訴ノ性質及相続回復請求ヲ認容スル判決ノ効力」法学論叢一卷五号一一〇頁
- 一月 【大正九年(一九二〇年)】……………三八歳
- 一月 「人權蹂躪について」大正日日新聞大正九年一月一日朝刊

〔講演〕 児童と社会——米国に於ける幼年裁判の真相〕 救済研究八巻一号四七頁

五月 「民事訴訟法判例批評10」 一六 特許権範囲確認請求と抗告審判請求訂正書送達の要否〕 法学論叢三巻五号一〇三頁

〇三頁

〔民事訴訟法判例批評10〕 一七 競売法に依り競売に準用すべき民事訴訟法第六七七条の適用範囲〕 法学論叢三巻六号一〇五頁

三巻六号一〇五頁

六月 「民事訴訟法判例批評11」 一八 非訟事件手続の中断と民事訴訟法第一七八条の準用〕 法学論叢三巻六号一四二頁

二頁

二月 「民事訴訟法判例批評12」 一九 本訴及反訴に基き離婚判決ありたる場合に於ける控訴の適否〕 法学論叢四巻六号一三二頁

六号一三二頁

〔民事訴訟法判例批評12〕 二〇 経界確定の訴の申立と第三三一条との関係〕 法学論叢四巻六号一三六頁

〔民事訴訟法判例批評12〕 二一 経界確定の判決に対する控訴の申立と第四二〇条との関係〕 法学論叢四巻六号一三九頁

号一三九頁

〔少年教育改造と『少年法案』批評〕 改造二巻一二号六七頁

【大正一〇年（一九二一年）……………三九歳

一月 「少年保護制度の必要（上）（下）」 大阪朝日新聞大正一〇年一月三日朝刊、五日朝刊

〔民事訴訟法判例批評13〕 二二 経界確定訴訟の当事者〕 法学論叢五巻一号一三二頁

〔民事訴訟法判例批評13〕 二三 執行裁判所の裁判に対する不服申立方法（第五四四条と第五五八条との関係〕 法学論叢五巻一号一三六頁

法学論叢五巻一号一三六頁

二月 「民事訴訟法判例批評14」 二四 請求の一部を棄却する判決に対し控訴ありたる場合に於ける移審の範囲と第四二〇条との関係並に裁判上の和解の効力〕 法学論叢五巻二号一四四頁

四二〇条との関係並に裁判上の和解の効力〕 法学論叢五巻二号一四四頁

- 三月 「民事訴訟法判例批評15」 二五 為替訴訟と弁論の中止に関する第一二一条」法学論叢五卷三十一〇〇頁
- 五月 「民事訴訟法判例批評15」 二六 第三〇条に所謂本案弁論の意義」法学論叢五卷三十一〇七頁
- 五月 「民事訴訟法判例批評16」 二七 不在者の財産管理人に対する保管金返還請求と管理人辞任の其訴訟に及ぼす影響」法学論叢五卷五号一二九頁
- 六月 「論説」人事訴訟手続法に於ける別訴禁止主義」法学論叢五卷六号一頁
- 六月 「民事訴訟法判例批評17」 二八 共同訴訟的従参加人の地位」法学論叢五卷六号一一七頁
- 六月 「民事訴訟法判例批評17」 二九 離婚の訴に対する離婚の訴」法学論叢五卷六号一二七頁
- 九月 「民事訴訟法（第一卷）」（弘文堂書房）
- 「民事訴訟法判例批評18」 三〇 控訴又は附帯控訴の方法に依らざる控訴審に於ける訴の申立の拡張」法学論叢六卷三十一二六頁
- 二月 「民事訴訟法判例批評19」 三一 執行文付与に対する異議と請求に関する異議の訴との関係」法学論叢六卷六号一二三頁
- 【大正二年（一九一二年）……………四〇歳（民事訴訟法講座担任）
- 二月 「民事訴訟法判例批評20」 三二 私訴権の意義と其時効」法学論叢七卷二号一一五頁
- 五月 「民事訴訟法判例批評21」 三三 訴提起後第三者の作成したる証書の効力」法学論叢七卷五号九七頁
- 六月 「民事訴訟法判例批評22」 三四 第四六九条第一項第一号に所謂「罰セラルヘキ行為」の意義」法学論叢七卷六号一二三頁
- 七月 「民事訴訟法判例批評23」 三五 第四六九条第一項第七号に所謂「第三者ノ所為」の意義」法学論叢八卷一号一二六頁
- 七月 「民事訴訟法判例批評23」 三六 仮執行の宣言を求むる申立の性質」法学論叢八卷一号一四二頁

- 八月、〔論説〕改正刑事訴訟法の認むる附帯私訴（一）（三・完）法学論叢八巻二二二頁、四号（一〇月）三五頁、九巻三二頁（大正二二年三月）四四頁
- 九月 「民事訴訟法判例批評24」三七 経界確定判決の効力」法学論叢八巻三二二頁
 「民事訴訟法判例批評24」三八 経界確認の訴に於ける当事者の主張と裁判所の裁判並に民事訴訟法第三二条第四号に所謂「裁判二千与」の意義」法学論叢八巻三二二頁一七頁
- 一〇月 『民事訴訟法（第二巻）』（弘文堂書房）
 「民事訴訟法判例批評25」三九 相殺の抗弁と第二審に於ける新なる請求」法学論叢八巻四号一〇六頁
 「民事訴訟法判例批評25」四〇 父の死亡後に於ける私生児認知事件の当事者」法学論叢八巻四号一一二頁
- 一二月 「民事訴訟法判例批評26」四一 消極的確認訴訟又は強制執行と時効の中断並に強制執行に対する異議権の抛棄又は時効完成後の上訴権の抛棄と時効の中断」法学論叢八巻五号七八頁⁽⁷³⁾
- 二月 「民事訴訟法判例批評27」四二 必要的共同訴訟と共同訴訟当事者の一人の爲したる訴訟上の和解」法学論叢八巻六号二二七頁
 「民事訴訟法判例批評27」四三 手形上の管轄の合意」法学論叢八巻六号一三八頁
- 【大正二二年（一九二三年）】……………四一歳（京都帝国大学評議員、同年以降高等試験委員）
- 一月 「民事訴訟法判例批評28」四四 故障申立後に爲したる故障申立の適否」法学論叢九巻一号二二六頁
 「民事訴訟法判例批評28」四五 特定区裁判所を管轄裁判所とする管轄の合意と民事訴訟法第七条の適用」法学論叢九巻一号二二九頁
- 二月 「民事訴訟法判例批評29」四六 訴訟上の和解の性質と其取消」法学論叢九巻二号八九頁
 「民事訴訟法判例批評29」四七 官庁の雇員に対する証人忌避」法学論叢九巻二号九五頁
- 四月 「民事訴訟法判例批評30」四八 共有関係と必要的共同訴訟」法学論叢九巻四号一一七頁

- 五月
頁
「民事訴訟法判例批評30」 四九 從參加の要件たる『權利上利害ノ關係』の意義」法学論叢九卷四号一二三頁
「民事訴訟法判例批評31」 五〇 間接訴権の行使と債務者に対する破産宣告との關係」法学論叢九卷五号九二頁
- 七月
「判例批評民事訴訟法(第一卷)」(弘文堂書房)
「民事訴訟法判例批評32」 五二 私生児の母と認知無効の訴の被告たる適格」法学論叢一〇卷一号九四頁
「民事訴訟法判例批評33」 五三 間接訴権に基づく判決の効力」法学論叢一〇卷二号一一六頁
「民事訴訟法判例批評34」 五四 第一七八条に所謂承継人の意義」法学論叢一〇卷三号八八頁
「民事訴訟法判例批評34」 五五 執行命令に対する故障の効力」法学論叢一〇卷三号九〇頁
「民事訴訟法判例批評34」 五六 仮処分の決定に干与したる判事の除斥」法学論叢一〇卷三号九四頁
「民事訴訟法判例批評35」 五七 共有者に対する共有物引渡の訴の性質」法学論叢一〇卷四号一二四頁
「民事訴訟法判例批評35」 五八 上告審に於ける時効の援用」法学論叢一〇卷四号一三一頁
「民事訴訟法判例批評36」 五九 所謂訴の原因に変更なしとする裁判」法学論叢一〇卷五号七六頁
「民事訴訟法判例批評36」 六〇 判決中の著しき誤謬を更正することを得べき裁判所」法学論叢一〇卷五号八六頁
- 【大正一三年(一九二四年)】……………四二歳
- 一月
頁
「民事訴訟法判例批評37」 六一 再売買の予約に於ける前訴と後訴との請求原因」法学論叢一一卷一号一〇二頁
「民事訴訟法判例批評37」 六二 請求に関する異議の原因を主張し得べき時期」法学論叢一一卷一号一一一頁

二月	「民事訴訟法判例批評38」	六三	為替訴訟に於ける争なき事実の立証」法学論叢一一卷二号二二〇頁
四月	「民事訴訟法判例批評39」	六四	民事訴訟法第四二二条第四号の意義」法学論叢一一卷四号一〇八頁
五月	「民事訴訟法判例批評39」	六五	訴が民事なりや否やを定むる標準」法学論叢一一卷四号一一七頁
六月	「民事訴訟法判例批評40」	六六	共同訴訟と土地の管轄」法学論叢一一卷五号九三頁
	「民事訴訟法判例批評41」	六七	共有物分割の訴と共有者を被告とする各訴訟の併合」法学論叢一一卷六号一〇一頁
	「民事訴訟法判例批評41」	六八	地方裁判所に事物の管轄権ありとする差戻判決に対する不服申立の許否」法学論叢一一卷六号一一二頁
八月	「民事訴訟法判例批評42」	七〇	上告審裁判所に顕著なる事実」法学論叢一一卷二号一一三頁
	「民事訴訟法判例批評42」	七一	裁判上の自白の撤回」法学論叢一一卷二号一二三頁
九月	「民事訴訟法判例批評43」	七二	証書訴訟の訴状に証書の添附なき場合」法学論叢一一卷三号一〇七頁
	「民事訴訟法判例批評43」	七三	抗告状と抗告理由の記載」法学論叢一一卷三号一一〇頁
	「民事訴訟法判例批評43」	七四	民事訴訟法第一六一一条但書の解釈」法学論叢一一卷三号一一一頁
	「民事訴訟法判例批評43」	七五	差押と時効中断」法学論叢一一卷三号一一四頁
一〇月	「民事訴訟法判例批評44」	七六	民事訴訟法第七八六条に所謂争の意義」法学論叢一一卷四号一二五頁
	「民事訴訟法判例批評44」	七七	共有者間に於ける共有権の確認と訴訟の当事者」法学論叢一一卷四号一二八頁
	「民事訴訟法判例批評44」	七八	民事訴訟法第五四五条第三項の意義」法学論叢一一卷四号一三二頁

- 十一月 「民事訴訟法判例批評45」 七九 法定推定家督相続人の廃除と相続人の死亡」法学論叢一二卷五号一〇六頁
- 十二月 「民事訴訟法判例批評46」 八〇 遺留分減殺の訴と民事訴訟法第二六条の規定に依る管轄の指定」法学論叢一二卷六号一三九頁
- 【大正一四年（一九二五年）】……………四三歳
- 二月 「債券と法律」 社債券と其の裁判上の保護」インヴェストメント（債券協会雑誌）一卷二号六一頁
- 三月 「民事訴訟法判例批評47」 八一 債権存在確認の訴と給付の訴との関係、所有権確認の訴と共同訴訟」法学論叢一三卷三号一三〇頁
- 九月 「民事訴訟法判例批評47」 八二 確認訴訟を提起することを得る者」法学論叢一三卷三号一三五頁
- 『判例批評民事訴訟法（第二卷）』（弘文堂書房）
- 「民事訴訟法判例批評48」 八三 証書訴訟に於ける手跡又は印章の対照」法学論叢一四卷三号一四二頁
- 一〇月 「民事訴訟法判例批評49」 八四 著しき誤謬と和解調書の更正、裁判上の和解の性質及び其の効力」法学論叢一四卷四号一八頁
- 【大正一五年・昭和元年（一九二六年）】……………四四歳
- 八月 「論説」 改正民事訴訟法の認むる管轄と訴訟の移送（一）〜（三・完）」法学論叢一六卷二号九八頁、四号（一〇月）二六頁、一七卷二号（昭和二年二月）一三〇頁
- 十一月 『社債法十講（附・社債法釈義・社債法関係法規）』（清水書店）二二頁「第二講 社債権者の抽籤請求訴訟に就て」
- 【昭和二年（一九二七年）】……………四五歳（法学部長）
- 七月 「民事判例批評」三 偽証に係る証言に基づき管轄を認めたる判決に対する上告の適否」法学論叢一八卷一号一五二頁

八月 「民事判例批評」 四 民事訴訟法第三百三十五條の過料の裁判と抗告」 法学論叢一八卷一号一五七頁
 「民事判例批評」 九 証人として訊問せられた私訴原告の供述の証拠力」 法学論叢一八卷二号一五三頁
 「民事判例批評」 一〇 現在の給付請求權の訴と將來の代償的請求權の訴との併合」 法学論叢一八卷二号一五

七頁

九月 「民事判例批評」 一五 執行を為さずとの契約と執行異議」 法学論叢一八卷三号一六二頁

一〇月 「民事判例批評」 二〇 妻の訴訟行為と夫の許可」 法学論叢一八卷四号一五一頁

十一月 「民事判例批評」 二五 氏名詐称と判決の効力」 法学論叢一八卷五号一七〇頁

十二月 「民事判例批評」 三〇 消費奇託の成立事實に関する申述の更正と訴の変更」 法学論叢一八卷六号一六二頁

【昭和三年（一九二八年）】……………四六歳

一月 「改正民事訴訟法（第一卷）」（弘文堂書房）

二月 「改正民事訴訟法（第二卷）」（弘文堂書房）

三月 「民事判例批評」 四一 係争実用新案權の讓受人と訴訟の当事者」 法学論叢一九卷二号一六三頁

「民事判例批評」 四三 仮処分取消の違式の決定と不服申立」 法学論叢一九卷三号一六一頁

「民事判例批評」 四四 先決的權利關係に因る弁論の中止」 法学論叢一九卷三号一六四頁

四月 「民事判例批評」 四八 非訟事件の口頭弁論と相手方の呼出」 法学論叢一九卷四号一五三頁

「民事判例批評」 四九 民事訴訟法第五百五條第二項の申立却下の裁判と不服申立」 法学論叢一九卷四号一五

六頁

「民事判例批評」 五八 隱居無効事件と証人の忌避」 法学論叢一九卷六号一三八頁

「民事判例批評」 五九 執行文付与に対する異議の裁判と即時抗告の許否」 法学論叢一九卷六号一四一頁

「佐田介石の『栽培經濟論』」 同志社論叢二六号七五頁⁽⁷⁵⁾

- 八月 「民事判例批評」 六三 不法行為に因る損害賠償請求と申立の拡張」法学論叢二〇卷二号一六五頁
- 九月 「民事判例批評」 六七 留保判決に基く強制執行と請求に関する異議の訴」法学論叢二〇卷三号一五二頁
 「民事判例批評」 六八 裁判上の和解に対する請求異議の訴と民事訴訟法第五百四十五條第二項」法学論叢二〇卷三号一五五頁
- 一〇月 「民事判例批評」 七一 上告審に於ける請求の抛棄」法学論叢二〇卷四号一三六頁
- 一二月 「民事判例批評」 七四 原告に対する欠席判決の性質」法学論叢二〇卷六号一六四頁
- 【昭和四年（一九一九年）】……………四七歳（法学部長退任、欧米出張）
- 一月 「民事判例批評」 七七 組合契約存否の確認訴訟と其の相手方」法学論叢二二卷一号一五二頁
- 二月 「民事判例批評」 八二 不当利得返還請求権を否定する判決の既判力」法学論叢二二卷二号一六八頁
- 五月 「民事判例批評」 八九 新訴却下の判決の性質、当事者の表示の変更と訴の変更」法学論叢二二卷五号一四四頁
- 六月 「民事判例批評」 九四 持分確認の訴と共有の存否及範囲に関する主張」法学論叢二二卷六号一三三頁
 「民事判例批評」 九五 民事訴訟の当事者と外国」法学論叢二二卷六号一三六頁
- 七月 「民事判例批評」 九九 特許権範囲確認事件の相手方と特許権の譲渡」法学論叢二二卷一号一三一頁
- 八月 『改正民事訴訟法（第三卷上冊）』（弘文堂書房）
- 【昭和五年（一九三〇年）】……………四八歳（欧米出張より帰学、支那出張）
- 六月 「民事判例批評」 一一七 判決後に於ける訴の取下と執行文付与に対する異議の申立」法学論叢二三卷六号一五一頁
- 七月 「民事判例批評」 一二〇 土地明渡請求と訴訟物の価額」法学論叢二四卷一号一三九頁
 「民事判例批評」 一二一 商標権不存在確認の訴と無訴権の抗弁」法学論叢二四卷一号一四二頁

	「民事判例批評」 一二二	土地収用補償金額に対する不服の訴の相手方」法学論叢二四卷一号一四五頁
	【改正民事訴訟法（第三卷下冊）】（弘文堂書房）	
八月	「民事判例批評」 一二六	親族会決議無効の確認訴訟」法学論叢二四卷二号一五一頁
	「民事判例批評」 一二七	抗告事件の差戻と判事の除斥」法学論叢二四卷二号一五八頁
九月	「論説」請求の原因と基礎」法学論叢二四卷三号一頁	
一〇月	「民事判例批評」 一三一	訴訟費用の裁判に対する不服申立の可否」法学論叢二四卷四号一五〇頁
	「民事判例批評」 一三二	民事訴訟法第五百七十条第一項第五号に所謂医師」法学論叢二四卷四号一五二頁
	「民事判例批評」 一三三	民事訴訟法第二百一条第一項の承継人」法学論叢二四卷四号一五四頁
十一月	「民事判例批評」 一三七	占有回収の訴の相手方」法学論叢二四卷五号一四六頁
	【昭和六年（一九三一年）】……………四九歳	
一月	「民事判例批評」 一四四	商事調停の申立と破産申立手続の中止」法学論叢二五卷一号一五六頁
二月	「民事判例批評」 一四六	消滅時効進行開始前に提起せられたる基本的法律関係の確認訴訟と質入債権の時効 中断」法学論叢二五卷二号一四九頁
三月	「民事判例批評」 一四九	競売事件に於ける異議と債権者の代位権」法学論叢二五卷三号一五七頁
四月	「民事判例批評」 一五一	除斥原因ある判事と判決の言渡」法学論叢二五卷四号一五〇頁
	「民事判例批評」 一五二	控訴審に於ける最初の口頭弁論期日と控訴人の不出頭」法学論叢二五卷四号一五二 頁
五月	「民事判例批評」 一五三	民事訴訟法第七十一条に依る参加訴訟と判決」法学論叢二五卷四号一五九頁
	「民事判例批評」 一五五	民事訴訟法第二百三十八条の期間」法学論叢二五卷五号一四六頁
六月	【改正民事訴訟法（第四卷）】（弘文堂書房）	

- 「民事判例批評」一五七 和解調書と更正決定」法学論叢二五卷六号一三九頁
 七月 「民事判例批評」一五八 執行処分と不服申立」法学論叢二五卷六号一四六頁
 「民事判例批評」一六二 抵当権者と第三者の異議の訴」法学論叢二六卷一号一六一頁
 「民事判例批評」一六六 親権者の有する占有権に基く第三者異議の訴」法学論叢二六卷二号一五八頁
 「民事判例批評」一六七 反訴判決の確定」法学論叢二六卷二号一六五頁
 九月 「民事判例批評」一七〇 支払命令に対する請求異議の訴の事物の管轄」法学論叢二六卷三号一三五頁
 「民事判例批評」一七一 差戻判決と上告」法学論叢二六卷三号一三八頁
 一二月 「民事判例批評」一七四 和解の無効と期日の指定」法学論叢二六卷六号一五四頁
 「民事判例批評」一七五 共同訴訟と民事訴訟法第二十一条」法学論叢二六卷六号一六一頁
 【昭和七年（一九三二年）……………五〇歳
 一月 「民事判例批評」一七八 原告の否定事実と判決」法学論叢二七卷一号一六一頁
 「民事判例批評」一八一 当事者の死亡と上訴」法学論叢二七卷二号一六一頁
 二月 「民事判例批評」一八四 請求に関する異議と其の事由」法学論叢二七卷五号一六五頁
 「民事判例批評」一八五 競売法に依る競売と請求に関する異議」法学論叢二七卷五号一七三頁
 五月 「民事判例批評」一八八 確定判決と再訴の許否」法学論叢二七卷六号一二五頁
 「民事判例批評」一八九 控訴審に於ける民事訴訟法第三百三十八条の適用」法学論叢二七卷六号一三二頁
 六月 「民事判例批評」一九〇 債務不存在の訴と時効中断」法学論叢二七卷六号一三六頁
 「論説」準必要的共同訴訟」法学論叢二八卷一号一頁
 七月 「民事判例批評」一九四 控訴審に於ける民事訴訟法第三百三十八条の適用」法学論叢二八卷二号一五四頁
 「民事判例批評」一九五 抗告棄却の裁判に対し再抗告を為し得べき者」法学論叢二八卷二号一六五頁

- 「民事判例批評」一九六 時機に後れたる攻撃防禦の方法」法学論叢二八巻二号一六八頁
- 一〇月 「民事判例批評」二〇〇 受訴裁判所の保管に属する別件記録の援用」法学論叢二八巻四号一九五頁
- 「民事判例批評」二〇一 家屋収去土地明渡の裁判上の和解と和解成立前の家屋の賃借人」法学論叢二八巻四号二〇〇頁
- 【昭和八年（一九三三年）】……………五一歳（京都帝国大学評議員）
- 二月 『破産法』（弘文堂書房）⁷⁶
- 「民事判例批評」二〇四 第三者異議の訴と代位権」法学論叢二九巻二号一六〇頁
- 「民事判例批評」二〇五 債務名義と請求異議の訴の訴訟物の価額」法学論叢二九巻二号一六五頁
- 「民事判例批評」二〇八 医師会の議決と司法裁判所の権限」法学論叢二九巻三号一六九頁
- 「民事判例批評」二〇九 二重訴訟の禁止と主参加訴訟、主参加併合訴訟に於ける判決の効力」法学論叢二九巻三号一七四頁
- 七月 『日本民事訴訟法論（第一巻）』（弘文堂書房）
- 七月（滝川事件のため、七月より同年中「法学論叢」休刊）
- 【昭和九年（一九三四年）】……………五二歳
- 一月 「民事判例研究」四 確定の給付判決ある債権譲受人の再訴」法学論叢三〇巻一号一四二頁
- 「民事判例研究」五 調停と執行文の付与」法学論叢三〇巻一号一五一頁
- 二月 「民事判例研究」八 親族会決議に対する不服の訴の当事者」法学論叢三〇巻二号一四五頁
- 「民事判例研究」九 中間確認の訴の訴訟物及権利保護の利益」法学論叢三〇巻二号一五四頁
- 三月 「民事判例研究」一二 民事訴訟法第二百三十三条の決定と抗告」法学論叢三〇巻三号一五二頁
- 四月 「民事判例研究」一六 再審の訴提起の要件」法学論叢三〇巻四号一六二頁

- 五月 「民事判例研究」二〇 補助参加の利害関係」法学論叢三〇巻五号一五〇頁
- 六月 『日本民事訴訟法論(第二巻)』(弘文堂書房)
- 一〇月 「民事判例研究」三三六 仮処分目的物と換価命令」法学論叢三一巻四号一三六頁
- 十一月 『民事訴訟法判例研究I』(弘文堂書房)
- 十二月 「訴」末弘巖太郎||田中耕太郎(責任編輯)『法律学辞典(第一巻)』(岩波書店)七八頁
- 「訴の併合」末弘巖太郎||田中耕太郎(責任編輯)『法律学辞典(第一巻)』(岩波書店)八四頁
- 【昭和一〇年(一九三五年)】……………五三歳(法学部長)
- 一月 「[論説]係争中の訴の提起」法学論叢三二巻一号一頁
- 四月 「民事判例研究」五六 親族会の決議に対する訴と親族会員の参加」法学論叢三三巻四号一六五頁
- 七月 「判例研究民事法」三 隠居無効確認の訴と当事者参加」法学論叢三三巻一号一七五頁
- 【昭和一一年(一九三六年)】……………五四歳
- 三月 「私の睡眠時間(七十二名士の回答)」実業之日本三九巻五号四八頁
- 三月 「[講演]訴の併合と併合の訴(一)」「(三・完)」台法月報三〇巻三号一頁、四号(四月)一頁、五号(五月)一頁
- 八月 「民事訴訟・民事訴訟法」末弘巖太郎||田中耕太郎(責任編輯)『法律学辞典(第四巻)』(岩波書店)二五六六頁
- 九月 『強制執行法』(弘文堂書房)
- 【昭和一二年(一九三七年)】……………五五歳(法学部長退任、京都帝国大学評議員)
- (この年には業績なし)
- 【昭和一三年(一九三八年)】……………五六歳

- 一月 「(論説) 既判力の主観的範囲の拡張」 法学論叢三八巻一号一頁
- 六月 「特別訴訟手続・第二部——人事訴訟手続法」 『新法学全集・第三巻』 民事訴訟法・三二(日本評論社)
- 八月 「判例研究民事法」 六 上告審に於ける請求拋棄の効力」 法学論叢三九巻二号一六五頁
- 【昭和十四年(一九三九年)】……………五七歳
- 七月 「(論説) 民事訴訟法に所謂請求の意義」 法学論叢四一卷一号一五頁
- 【昭和十五年(一九四〇年)】……………五八歳
- 二月 「日本民事訴訟法概論(上)」 (弘文堂書房)
- 一〇月 「(論説) 控訴を為さざる旨の合意と控訴権の拋棄」 法学論叢四三巻四号一頁
- 十一月 「法律上の自白(請求の拋棄並認諾)」 法学論叢四三巻五号「紀元二千六百年記念論文集之部」一頁
- 【昭和十六年(一九四一年)】……………五九歳
- 二月 「日本民事訴訟法講義(上訴)」 (山田正三・弘文堂)
- 【昭和十七年(一九四二年)】……………六〇歳
- 二月 「(論説) 併合訴訟と判決の個数」 法学論叢四六巻二号一頁
- 一二月 「参加訴訟の提起と其の許否の裁判」 齊藤(常三郎) 博士還暦記念『法と裁判』(有斐閣) 五九頁
- 「判例研究民事法」 三 確定判決ある破産債権と破産管財人の再審の訴」 法学論叢四七巻六号一四一頁
- 【昭和十八年(一九四三年)】……………六一歳(一月二八日定年退官)
- 二月 「判例研究民事法」 一 判決の送達と再審事由たる判断・遺脱の了知」 法学論叢四八巻二号二二二頁
- 「判例研究民事法」 二 口頭弁論終結後の承継人」 法学論叢四八巻二号二一九頁
- 四月 「判例研究民事法」 既判力」 法学論叢四八巻四号二二〇頁
- 五月 「判例研究民事法」 執行文付与の適否と其の取消の訴」 法学論叢四八巻五号一五〇頁

一〇月 「論説」 訴の変更（殊に民事訴訟法第二三二条に所謂請求の原因の変更による訴の変更）「法学論叢四九卷四号
一頁

二月 「判例研究民事法」 一 請求の基礎の変更」 法学論叢四九卷六号八五頁

「判例研究民事法」 二 請求原因の変更と書面」 法学論叢四九卷六号九五頁

「判例研究民事法」 三 民事訴訟法第二百三十二条に所謂請求の基礎の変更の有無」 法学論叢四九卷六号一〇
三頁

四 山田作之助

(一) 略歴

山田作之助の履歴に関しては、科研メンバーの辻村亮彦報告が、筆者の報告をはるかに凌駕していたため、詳細は同氏の論文に委ねることとし、以下では、筆者の報告の誤りを是正するにとどめる。

1 生年・生地・続柄

山田作之助は、明治二九年（一八九六年）四月二二日（水）山田喜之助・鳩（岡松甕谷二女）夫婦の三男として東京に生まれた。作之助の兄弟姉妹（前記一・三参照）のうち、二人の姉（呈・張子）および三人の妹（麟子・適・備）については、まったく未調査である。一方、二人の兄についても、詳細不明な点が多い。

(1) 長兄・山田紹之助

もっとも、長兄・紹之助（つぐのすけ）に関しては、北海道帝国大学の教授も務めた人物なので、ある程度は分かる。明治二二年六月一二日山田喜之助・鳩夫婦の長男に生まれた彼が通った小学校・中学校は不明であるが、

高校に関しては、明治三十九年九月（叔父・山田正三と同じ）金沢の第四高等学校に進み（第二部工科）、明治四二年七月卒業後、九月東京帝国大学工科大学機械工学科に進学（船用機関学専修⁷⁷）。

明治四五年七月大学を卒業した彼は鉄道院に奉職し技手から技師に昇るが、その後、官を辞して明治鉱業会社に入社。だが、大正一三年北海道帝国大学に工学部が新設されるに際して、大正一二年欧米各国に留学、帰朝後の大正一四年八月北海道帝国大学に開設された工学部の教授（鉱山工学教室・鉱山機械学担当）に就任する⁷⁸。

その間の大正二年（二月二〇日）父・喜之助の死により家督を相続、大正六年（六月二五日）岡松参太郎の長女・洋と結婚⁷⁹、義父・参太郎の死（大正一〇年一月一五日）の翌年（大正一一年八月二五日）長女・美知子が生まれるが、北海道帝国大学奉職直後の大正一四年一〇月（一五日）離婚（夫婦仲が悪くなって北大に転職したのか、それとも北海道に行くのを嫌って離婚したか）。その後、岐阜県人・水谷浅吉の長女・志津（しづ）。明治三四年一〇月二日生）と昭和二年（二月一〇日）に再婚した紹之助は、後妻・志津との間に、長男・純之助（昭和二年三月七日生）、一女・幸子（昭和三年七月二五日生）の二子をもうけた（なお、先妻・洋との間の長女・美知子は洋が引き取った⁸⁰）。

ところが、いかなる事情に基づくものか、昭和一三年三月紹之助は北海道帝国大学教授を退官して満洲炭硯株式会社（株）の技師に転ずる⁸¹。満洲炭硯は、日産コンツェルンの満洲重工業開発が設けた炭硯会社である。さらに、その後の『人事興信録』（昭和一八年）には、「阜新製作所（株）社長、満洲炭硯（株）理事」とあるが、阜新製作所は、硯業用機械の製作・修理のために新たに設けられた野村財閥系の会社である。

なお、紹之助が満洲に渡って一年後の昭和一四年夏、弟・作之助は、長男・弘之助や妻・道子の弟・高倍徳雄を連れて、兄・紹之助の許を訪れている。高倍徳雄によれば⁸³、

昭和一四年の夏満洲旅行に行った。お父上の作之助のお供で行ったのである。私が京大の三年、弘之助君は中学二年位であった。大連や新京のヤマトホテルに泊まったり、ハルビンの満鉄ヨットクラブで食事をしたり、また、当時北海道帝大の教授を辞めて満洲炭坑（トウ）という国策会社の理事をして居られた御父上の長兄紹之助氏を新京のお宅に訪ね、御家族も御一緒に料亭で支那料理を御馳走になったりした。幸子さん「紹之助二女」がまだ小さかったことを覚えて

いる。
父上は学友の岸信介氏（当時総務庁長官と言つて日系人で満洲国最高の地位）を訪ねたりして、満洲建国後最も威勢が上がっていた頃の国情を十分味わったと思う。

一方、新京（長春の満洲国時代の呼称）で作之助らを迎えた紹之助の二女・幸子の側では、次のように述べている。⁽⁸⁴⁾

私共が満洲国の新京におりました頃、弘之助さんは母方の叔父上の高倍さんと一緒に遊びに来られましたが、旧制六甲中学時代の夏休みではなかったかと思いません。

東大に合格された弘之助さんは上京し、少しの間、経堂の私共の家に滞在されました。戦時下の厳しい状況の中で物資も乏しい時代でしたが、遠慮されることもなく自分の家のようにのびのびとして下さったので、母もほっとして賑やかにたのしく過ごしました。……。

……〔中略〕……。

私が宮崎〔不詳〕と結婚することになりました時、私の父は、前から宮崎を知っておられた弘之助さんの意見を聞きたいと希望し、弘之助さんからの賛意を得てめでたく結婚することができました。弘之助さんと隆子さん〔弘之助妻〕は、ホテルニュージャパンに一席設けて私共二人を祝つて下さり、細やかなあなたたいお心づかいを本当にうれしく思いました。結婚式の二月二十三日は偶然に弘之助さんのお誕生日でした。

私共の共通の叔父に当たる小林俊三叔父様も最高裁判事をされ、広い公邸で大勢の親類がたのしい集いをさせていたものだ。俊三叔父様の九十歳のお誕生日だったでしようか。代田のお宅にお招きを受け、出張のお寿司やさんのにぎりをご馳走になったことがございました。その日はスペースの関係で人数が制限され、直接の甥や姪までをよんで頂き、それぞれ配偶者ぬきの顔ぶれであったためか、珍しく子供の時代に戻った様な気持になり、いつまでも名残りがつきません。「寄っていらっしやいよ。」と、お誘い下さった井上のおば様（井上匡四郎妻・ふじ？）のお声でそのままタクシーで真中のお宅へお邪魔して、遅くまで話し合ったことがございました。その夜弘之助さんは、「いとこ会を作ったまには集まるようにしたいね。幸ちゃん、計画してよ。」と言われましたのに、実現する前にお別れとなってしまいました。

私の両親は既に他界しておりましたので、「私には実家が無い。」と、申しますと「うちを実家だと思っているといよ。」としみじみおっしゃって下さった弘之助さんの言葉に慰められ、それは私の心の中でいつも大きな支えになりました。

作之助の長男・弘之助の東大入学・上京は大戦末期の昭和二〇年四月、弘之助と隆子の結婚は昭和二八年のころであるから、この時点までは幸子の父・紹之助と母・志津は存命だったのだろう。一方、小林俊三卒寿（九〇歳）の誕生日は昭和五年六月三日、弘之助の死去は平成二年三月二四日であるが、紹之助・志津夫婦の死去の年月日は明らかにならない。しかし、このように親族関係は非常に緊密であることから、神戸学院大学・山田作之助関係資料を探れば、紹之助の消息は、おそらく判明するであろう。

（2） 次兄・山田述之助

これに対して、二男・述之助（明治二七年一月五日生）に関しては、名前の読み方すら分からない（「のぶのすけ」か）。没年に関しては、辻村報告が昭和三五年三月逝去まで探り当てたが、⁽⁸⁵⁾正確な日付については不明、

学歴も不明、職業、家族構成も目下のところ不詳である。一方、辻村報告によれば、作之助の孫・小林洋子が「大井のおじさま」と呼ぶ人物は、述之助と推測されるところ、作之助らの母（喜之助妻）鴎が昭和一八年七月三日七五歳で病没した際の死亡広告記載の住所地在、東京都品川区大井であることから、⁽⁸⁶⁾述之助は、母・鴎と同じ居していた可能性もある。

母山田鴎儀予而病氣ノ処七月三日午前七時四十分死去致候間御通知ニ代へ此段謹告仕候

追而七月五日午後一時ヨリ一時三十分迄青山斎場ニ於テ仏式ヲ以テ告別式相営可申候

尚時局柄御供物ノ儀ハ乍勝手堅ク御辞退申上候

東京都品川区大井金子町五八三五番地

昭和十八年

七月三日

男 山田紹之助

男 山田述之助

男 山田作之助

親戚総代 子爵 井上匡四郎

山田正三

ともあれ、述之助は、昭和二〇年二月一五日、弟・作之助の長男・弘之助が東京帝国大学法学部に合格した旨の電報を作之助に打っているから（後述）、この時点で東京在住であったことは分かる。

2 東京府立第一中学校・第三高等学校

三男・作之助の生地や、通学した小学校に関しては、辻村報告が、有楽町の外濠土手に喜之助が父・富三郎の茶の湯のために建てた別邸で生まれ、明治三六年四月日比谷小学校入学、翌三七年一月一家の麹町区平河町への

転居により番町小学校に転校して、明治四二年三月同校を卒業した事実を、作之助資料から探り当てた。

一方、中学校に関しては、作之助のエッセイに、次のようにある。⁽⁸⁷⁾

そして、この霞ヶ関といえは、わたくしにとつては、別の意味で心のふるさとでもあったのであります。わたくしの少年の頃、すなわち十三歳から十八歳までの五年間（明治四一年〔正しくは明治四二年〕の三月から大正二年〔正しくは大正三年〕の三月まで）それこそ雨の日も雪の日も、今の地方裁判所刑事部の庁舎の建っている所にあった、当時の府立一中（現在の日比谷高校）に通いつづけました。

だが、名門・府立一中（東京府立第一中学校）からの進学先は、普通に考えれば、地元（東京）の第一高等学校（一高）であるのに、彼は京都の第三高等学校（三高）に進学する。⁽⁸⁸⁾これは成績不振のためか、それとも前年（大正二年二月二〇日）の父・喜之助の死が関係しているのか（京都では叔父・正三の家に寄宿している）。

大正三年九月三高第一部（法科・文科）丙類（独法・独文）に入学した作之助と、同じクラスでその後東京帝大に進学した人物には、田路舜哉（住友商事初代社長）、住田〔中野〕与吉郎（内務官僚・戦後三重県知事）、武内〔土井〕正治（住友化学第二代社長）、二見貴知雄（日銀副総裁・東京銀行頭取）、宮野省三（内務官僚）らがいるが、彼らとの交友関係等を明らかにする資料は、管見の及ぶ限りでは発見できていない。また、後の時代の最高裁判事就任時のインタビュ記事には、「囲碁は二段〔免状はね〕というただし書きあり）学生時代にはラグビー、弓道などをやったという」とあり、⁽⁸⁹⁾ラグビーと弓道は高校時代のことと思われるが、未調査である。神戸学院大学・作之助資料からの発見を期待したい。

ちなみに、三高での作之助の成績は、大正四年七月一年修了時は第一部丙類四〇人中一〇位、⁽⁹⁰⁾大正五年七月二年修了時は三八人中二二位、⁽⁹¹⁾大正六年七月卒業時は三八人中一五位。⁽⁹²⁾これに対して、三年間首席を通したのは田

路舜哉、次席も三年続けて住田〔中野〕与吉郎であった。

3 東京帝国大学

大正六年九月作之助は東京帝国大学法科大学法律学科独法兼修に入学した。独法クラス入学当初の同級生は総勢二四〇名⁹³⁾。ちなみに、三高の第一丙類(独法科)卒業生三八人のうち、京都帝大に進んだのは九名で、残り二九名は東京帝大進学であった(京大は明治三〇年設立当初の挑戦的なカリキュラムが頓挫して以降低迷が続き、そのため、高校で成績上位の者は東大へ行き、京大へは成績下位の者が行く傾向があった)。一方、一高からは、我妻栄、岸信介、森喬、松本三千雄、斉藤直一、成富信夫、金田一人、田代重徳、柴田健太郎、三輪寿壮、嘉治隆一、平岡粹、石井康らが、また、仙台の二高からは梅謙次郎の長男(二男)梅震(明治二九年二月一四日生。作之助と同じく東京育ちの彼も高校が「都落ち」である)が進学してきた。

一年次の必修科目は、①憲法(上杉慎吉・週三コマ)・②民法(鳩山秀夫・週四コマ)・③刑法(牧野英一・週四コマ)・④国際公法(高橋作衛・週四コマ)・⑤経済学(河津暹・週四コマ)・⑥英吉利法(土方寧)・仏蘭西法(杉山直治郎)・独逸法(シユテルンベルク)のうち一科目(週四コマ)で、このほか⑦選択科目として、法制史(週三コマ・宮崎道三郎)と羅馬法(週三コマ・春木一郎)があった。このうち、②鳩山秀夫の民法と、⑦春木一郎のローマ法に関しては、作之助自身の次のような回顧談がある⁹⁴⁾。

考えてみると、「ローマ法の受継〔継受〕」ということは、(わたくしの古い記憶がよみがえってきた)大正六年わたくしはじめて東大で法律の講義をきくことになったとき、たしか鳩山秀夫先生だったと思うが、日本の法律、ことに民法はドイツ法にならっているのであり、そのドイツ法はローマ法を受継〔継受〕しているのであるから、ローマ法を知らないでドイツ法、日本の法律を理解することは出来ない、そのため東大ではわざわざローマ法の講座を設

けてあるのだから、必ずこれをきくようにとのことであった。当時東大では春木一郎先生が和服姿でローマ法の講義をされていて、わたくしたちもこの講義をきいたものである。

作之助たちが二年生途中の大正八年二月、帝国大学令が全改されて単科大学制が学部制に変更され、法科大学は法学部となる。また、成績もそれまでの点数制から優良不可の四段階評価に変更され、恩賜の銀時計も廃止されたので、彼らの席次が分かるのは、一年次のみである。

我妻栄と岸信介が首席を争ったのは、このときの話で、我妻は同点であったことを強調するが、しかし、成富信夫によれば、「岸、我妻の二人は同点で最優秀であったが、岸君が上位を占めていたのは、総点数では上であつたためだろうと噂されていた」⁽⁹⁵⁾。「岸君が上位を占めていた」というのは、たとえば『東京帝国大学一覽(従大正七年至大正八年)』「学生生徒姓名(大正七年九月末現在)」の、次のような記載である(アラビア数字は引用者が追加した)⁽⁹⁶⁾。梅謙次郎の息子は一七位、平岡定太郎の息子は二三位、齊藤十一郎の息子は二八位と、偉大な父親をもつた二代目は、岸・我妻に水を開けられているが、山田喜之助の息子も七九位と、微妙なポジションである。

独逸法ヲ兼修スルモノ〔二二二名〕

1 岸信介	山口士	2 我妻栄	山形平	3 小原正樹	石川士	4 横山敬敏	宮城平	5 戸田誠意	岡山士
6 森喬	千葉平	7 柴田健太郎	福岡士	8 藤井乙恵	大阪平	9 大熊興吉	埼玉平	10 林要	山口平
11 筒井潔	三重士	12 辻本勇	大阪平	13 成富信夫	佐賀士	14 大藤高英	京都平	15 岡田卓雄	長崎平
16 箭田武雄	香川平	17 梅震	東京平	18 溝口一男	鹿児島士	19 石田寿	福岡士	20 池野勇一	東京士
21 神吉正一	東京平	22 佐藤格	大分平	23 平岡粹	兵庫平	24 田路舜哉	兵庫平	25 新倉利広	新潟士
26 佐々木義之	広島平	27 近藤源治	愛知平	28 齊藤直一	山形平	29 藤田俊克	大阪士	30 秋山雄一	長野平

31 武内正治	兵庫平	32 佐々木芳遠	宮城平	33 金俊淵	朝鮮	34 井上進	東京士	35 仙波申六	滋賀士
36 島田芳治	千葉平	37 安倍源基	山口士	38 喜安修治	愛媛平	39 清水武生	福岡士	40 三輪寿壮	福岡平
41 神田襄太郎	兵庫平	42 尾形鏡亮	群馬士	43 藤戸翼	佐賀士	44 下剛次郎	宮城士	45 田代重徳	東京士
46 嘉治隆一	兵庫平	47 森部隆	福岡平	48 宮野省三	三重平	49 西崎鶴司	岡山平	50 中島清	福岡平
51 日下次郎	福岡士	52 田原内蔵太郎	和歌山平	53 大貝晴彦	福岡平	54 木内曾益	福井士	55 馬場宗四郎	栃木平
56 阿坂久雄	三重平	57 清田岩夫	福岡士	58 末久一心	高知士	59 御手洗修	大分平	60 勝目清	鹿児島士
61 歌田千勝	山梨平	62 佐喜真興英	沖縄平	63 岩武一寿	福岡平	64 土肥駿三	長崎平	65 長崎惣之助	秋田平
66 坂路進	福岡平	67 江原三郎	栃木平	68 植木保	新潟平	69 伊地知重孝	鹿児島士	70 津室休式	山口平
71 石野充	福岡平	72 古川尚	佐賀士	73 石井康	東京士	74 住田与吉郎	滋賀士	75 岡本一	山口平
76 梯武雄	福岡平	77 青木佐治彦	新潟士	78 木崎為之	兵庫平	79 山田作之助	東京平	80 安平渡平	福岡平
……〔以下略〕……									

一方、彼らの交友関係は、第一に同郷・同一中学卒業の知己、第二に同一高等学校以来の友人であり、たとえば我妻栄は、同じ東北出身であることから金田一人（金田一京助の弟）と一高で親友になり、大学では同じ一高独法科卒業の岸信介・森喬たちと一緒に勉強合宿をしている。なお、その一方で、森喬は、大正七年一月に一高同期の三輪寿壮・柴田健太郎・田代重徳・嘉治隆一と秩父旅行もしている。他方、三輪寿壮・柴田健太郎・林要らは吉野作造の新人会に入会し、山口中学の先輩である宮崎親友・兄部謙輔らに誘われて上杉慎吉の木曜会に入会していた岸信介は、石井康や田代重徳とともに興国同志会を組織して新人会に対抗した。

ところが、筆者の手持ちの資料の限りでは、こうした級友たちの交友関係の記録に、山田作之助の名前はまったく出てこない。神戸学院大学・作之助資料の探索が待たれる。ちなみに、梅謙次郎の息子・震の名前も、同級

生の口にはまったく上らない。大学卒業後日本銀行に入行した梅震は、昭和一三年より満洲中央銀行に転じ、終戦時には作之助の長兄・紹之助も暮らす新京に住んでいた。作之助資料から何か見つかれば面白いのだが。

4 判事試補・判事

大正九年七月大学卒業後の作之助は、八月に司法官試補となり、同年十一月京都区裁判所の検事代理に着任するが、しかし、翌一二月より一年間兵役に就き、一〇年一二月の除隊後、一一年四月より東京地方裁判所で修習を受けた（一年遅れの「大正一〇年組」、一二年三月東京地方裁判所区裁判所の予備判事を経て、同年六月神戸地方裁判所の判事となる（刑事部）。この時期の作之助については、野村正男のインタビュー記事で、本人が詳しく語っているが、より詳細な情報については、辻村論文の作之助資料分析に委ねたい。

5 結婚・弁護士

その後、約二年の判事生活を経て、作之助は、大正一四年五月に退官し、八月に弁護士登録をする（神戸弁護士会）。弁護士に転じたきっかけは、神戸の大物弁護士・高倍権太郎の三女・道（道子）との結婚にあった。

岳父・高倍権太郎は、明治二年五月生まれ、高倍喜代門（兵庫県）の長男（大正三年家督相続）。明治二七年東京帝大法科大学法律学科英法科卒業の後は司法官となるが、三四年大阪地方裁判所判事を辞して、神戸で弁護士を開業する。神戸商業会議所特別議員、横浜正金銀行・第二銀行・台湾銀行・住友銀行・三井物産・三菱造船・三菱倉庫等の法律顧問、太平洋海運・日加信託の監査役を務めた、企業法務・涉外弁護士の先駆けのような人物であり、『神戸弁護士会史』は、「思い出の弁護士」の一人として、高倍を次のように伝えている。⁽¹⁰⁾

高倍権太郎氏は、判事退官後太田〔安太郎。明治一四年無試験免許代言人〕氏と同じく、早くから神戸経済界の特色に着目し、開港場として発展した神戸市に外国商社関係の渉外事務が多くなると、この方面で活躍し同種事件に

堪能な弁護士として名をあげた。同氏以来、神戸には吉田精三氏をはじめ渉外海事関係に勝れた弁護士が相次いでいる。

作之助によれば、岳父・高倍が「うちへ来てくれ、来てくれ、としつこく言うから、それで、弁護士になってのん気にならうと思って〔判事を〕やめたんです。」「事務所も相当古い事務所であった関係もあり、最初から私は割に仕事はありましたね。」「刑事はほとんどやらなくて民事ばかりやりました。」「⁽¹⁰⁾

なお、高倍の四男（作之助の妻・道（道子）の末弟）健によれば、「山田作之助氏は当時神戸中山手の父高倍権太郎の屋敷内で、高倍・山田法律事務所を開設し共に執務していられたので、両家族は特に交流が深かった」というが、⁽¹⁰⁾事務所がいつからこのような名称になったのかについては、確認の必要がある。

妻の兄弟の名前が出たついでに、高倍権太郎の家族についても整理しておけば、以下の通り。

継母・ため（一八六四?）……………元治元年六月生、船越吉作（兵庫県）妹。

妹・喜久（一八九七?）……………明治三〇年七月生、親和高女卒。船越盛人（兵庫県）と結婚。

妻・ふさ（一八六八?）……………明治一年一月生、片山市之介（兵庫県）四女、神戸女学院卒。

①長女・幸（一八九九?）……………明治三年一月生、県立神戸高女卒。

②二女・氏名不詳（?）……………夭折したと思われる。

③三女・道（道子。一九〇四―一九七二）……………明治三七年一月一日生、神戸女学院卒。山田作之助と結婚。

④長男・正彦（一九〇五?）……………明治三八年八月生、関西学院文学部卒。松本正（愛媛県）五女・露乃（明治四四年生、松山高女卒）と結婚。

⑤二男・義男（一九〇八?）……………明治四一年一月生、同志社大学卒。山口聞一（兵庫県）二女・ゆき子

6 家庭

他方、山田作之助・道（道子）夫婦の間には、一男二女が生まれた。⁽¹⁰³⁾

- ⑥三男・徳雄（一九一六―？）……………大正五年八月生、成城高校・京都帝大法学部卒、検事。
 - ⑦四男・健（一九二二―？）……………大正一一年五月生、甲南高校・大阪大工学部卒、新日本金属化学社長。
- （大正五年生、洲本高女卒）と結婚。
- ①長男・弘之助（一九二六―一九九〇）……………後記五参照。
 - ②長女・知（知子。一九二七―一九八九）……………昭和二年一月二五日生、県立第二高女・神戸女学院卒。小林定人（大正九年八月二日生、奈良地裁所長・小林定雄長男。東大法学部卒。大阪地裁判事補から法務省訟務局事務官、福岡法務局訟務部長）と結婚。
 - ③二女・昌（昌子。一九二九―二〇一一）……………昭和四年七月四日生、兵庫県立一女卒。岩崎康夫（大正一二年六月一〇日生、東大法学部卒。大阪地裁判事補から弁護士）と結婚。

なお、作之助の最高裁判所判事就任時の記事には――⁽¹⁰⁴⁾、

奥さんの道子さんは弁護士〔高倍権太郎〕の娘、義兄〔姉・呈の夫〕の小林俊三氏は元最高裁判事、長男夫婦〔弘之助・隆子〕はともに弁護士、二人の娘さんは弁護士〔二女・昌（昌子）の夫・岩崎康夫〕と法務省の事務官〔長女・知（知子）の夫・小林定人〕にとついでいる法律一家。一族が寄るとどんな話題も法律論になるが、作之助氏の子ばんのうが一同のユーモアの原動力だそうだ。

とあるが、作之助の子煩惱ぶりについては、彼の姪たちも口を揃えて言う。

叔父様〔作之助〕は弘之助さんを「坊や」、お妹さんの知子さまを「お嬢ちゃん」、下のお妹さんの昌子さまを「赤

ちゃん」とよばれていました。その呼名は、皆様一寸大き過ぎるお年になってもつづいていたようでした。非常に子煩悩なお父様ぶりを、思い出します。⁽¹⁰⁵⁾

坊や、嬢ちゃん、赤ちゃん、と、叔父様は三人の従兄妹をかなり大きくなるまでそう呼んでおられたようですが、叔父様が「坊や」と呼ばれた時、弘之助さんは既に三人のお子様方のパパでした。⁽¹⁰⁶⁾

さらに、作之助は、長女・知と小林定人夫婦の間に生まれた初孫の洋子も溺愛した（長女夫婦は結婚後、夫の東京転任（洋子三歳の頃）まで作之助の家に住んでいた）。しかし、彼女は、上智大学四年生の昭和四六年一月二二日、一二歳の若さでこの世を去ってしまう（脳腫瘍だったらしい）。作之助の嘆きは大きく、亡き孫娘に捧げた自著『訟廷余論』の「第二版序」で、次のように語っている。⁽¹⁰⁷⁾

洋子の死が、私に与えた精神的打撃がいかに烈しかったか、七十五才になる私の生涯のうち、これ程大きなショックと悲しみを受けたことはない。私は、自分の今後生きて行く生きがいも、はりあいも失ってしまい、一挙に虚脱感におそわれて、何も手につかず、また、一面、洋子がこの世にあったとき、ああもしてやっておいたらば、こうもしてやる事ができたのに、なぜ、してやっておかなかったのかと、自責の念にかられ、悲しみを通りこして、日夜苦しみの連続にさいなまれたのである。

さらに、追いつけ打ちをかけるように、翌昭和四七年一月二六日、作之助は妻・道子も喪う。

その後、昭和五五年八四歳となった作之助は、初孫・洋子の遺した日記と作文を収めた『洋子の日記と作文』を洋子の母（作之助長女）知の名義で出版、昭和六三年九二歳のときには増訂第二版を上梓するが、⁽¹⁰⁸⁾翌平成元年の暮れには、洋子の母である長女・知を喪い（享年六二歳）、翌平成二年の春には、長男・弘之助も喪う（享年六四歳）。

そして、それから五年後の平成七年、阪神・淡路大震災（一月一七日）から四か月後の五月二〇日午後三時三〇分、作之助は、急性心不全のため、神戸海星病院で九九歳の生涯を閉じた。

(二) 山田作之助の三東楼

子煩惱な作之助はまた、大戦末期の昭和二〇年三月より移り住んだ、神戸市垂水区塩屋の洋館をこよなく愛した（後述するように、作之助の子供への愛情と、この洋館への愛情は、実は同一物である）。この洋館に関しては、さしあたり、水島あかね¹⁰⁹⁾浅見雅之¹¹⁰⁾玉田浩之「地域資産としての近代住宅の保存継承に関する研究——神戸市塩屋を対象として」の説明を引いておこう。

一九一九（大正八）年（原注14）、英国人の F. M. Jonas（原注15）は、境川西側海岸沿いに洋館と付属屋、温室三棟を建設する。旧ジョネス邸と呼ばれていた建物は後に移築保存された洋館のことで、洋風、和風、中国風、セセツション風など様々な様式が折衷された独特のデザインであった。当時、付属屋は総檜造の和館で住居として使われていた。洋館は主に来客用で二階に夫婦寝室、地階に厨房、浴室、使用人室、ボイラー室があった。

〔原注14〕 洋館の移築時に棟札が発見されたため建設年は特定されたが、設計者は不明である。

〔原注15〕 父 Frederick Maurice Jonas と息子 Frederick [Frank] Morris Jonas のどちらが建設したのか現時点では明らかになっていない。

右〔原注15〕には、父ジョネス（建築当時六八歳）と息子ジョネス（建築当時四一歳）のいずれの建築か不明とある。二人はいずれも自らを「F・M・ジョネス」と名乗り、しかも、ファーストネームもミドルネームも紛らわしいため、しばしば混同されるが（右〔原注15〕も息子ジョネスのファーストネームを父と混同している）、

温室二棟が併設されていることなどから、建築主は息子ジョネスと考えられる。

1 父フレデリック・モーリス・ジョネス

父フレデリック・モーリス・ジョネス (Frederick Maurice Jonas: 1851-1924) は、一八五一年一月一日ロンドン生まれ。煙草の製造・輸出入業者であると同時に、日本産の鱗翅目(蝶・蛾)の採集家としても著名な人物であることから、彼について紹介した文献で、最も詳しいのは、筆者の知る限りでは、江崎悌三「日本昆虫学史話」の以下の記述である。⁽¹⁰⁾

日本の採集家に親しみの深い一人は Frederick Maurice Jonas (1. 1. 1851-24. IV. 1924) であろう。彼の名はムモンアカシジミ (*Thecla jonasi* Janson) 、ヒメヤマトメイ (*Caligula jonasi* Bler) 、ジョネスキシタバ (*Calocata jonasi* Butler) 、ニワトコドクガ (*Aroa onasi* Butler) などによって、よく知られている。

Jonas は一九世紀後半の最初の日に London に於いて生れた。日本へ来たのは一八七二年〔明治五年〕で、最初横浜に住み、日本の葉煙草を London へ輸出する仕事に従事した。その後一八七七年〔明治一〇年〕に大阪へ移ったのであるが、日本へ来て横浜にいた最初の五年間が彼が採集に最も熱中した期間で、広く関東地方の各地で採集したが、その最も得意とした採集地は浅間山附近で、追分がその根拠地であった。その頃在留した Prer とは親しかった。その後一八七七年〔明治一〇年〕大阪に移り、一八八六年〔明治一九年〕まで在留した。当時日本の煙草はヨーロッパでは全然知られていなかったたので、彼はその貿易では先駆者であった。一八八六年〔明治一九年〕帰国し、一八九七年〔明治三〇年〕までイギリスで暮らしていたが、その年当時のイギリスの医者には全く解らない病気に罹った。たまたま親友であった Patrick Manson〔原注43〕が海外から帰国したので、それに診断して貰ったところ、マリアであることが判明し、医師の勧めによって、その免疫性を獲るため、その次の年六か月間台湾へ旅行することになった。

〔原注43〕 Patrick Manson (1845-1922) は現代寄生虫学及び熱帯病学の父と言われている著名な学者で、最初台湾や廈門について研究し、特に *Filaria* が蚊の体内で発育することを発見したので有名である。晩年 *Sir* の称号を与えられた。

明治三二年(一八九八)は日本が台湾を領有して間もないときであった〔原注44〕。彼は台北か、淡水か、或は北投か、いずれにしても北部に滞在したようで、この間に採取した蝶は Lord Lionel Walter Rothschild (1868-1937) へ送り、彼によって記録された。……〔中略〕……。

〔原注44〕 同子息からの報告によると、Jonas が台湾に来たのは一八九八年〔明治三二年〕であるが、Rothschild の記録 (Nov. zool. 4: 350, 358, 1897) によると、"July 1896" には台湾に来ていたようである。一八九六年〔明治二九年〕が正しいと思われる根拠は他にもある。

台湾に六か月いて一旦イギリスへ戻り、彼は再び日本へ戻って来た。Jonas は今度は大阪で巻煙草製造を始めた。しかし当時彼の作った巻煙草の銘柄は不明で、識者の教を乞う次第である。明治三七年日本政府が煙草を専売するようになつて、彼は日本を去つて上海へ赴き、間もなくビルマ Rangoon に於いて巻煙草製造を開始し、それは彼が一九二四年〔大正十三年〕死するまで続けられた。この再度来朝して、大阪にいる間に、神戸在住(一八九七-一九〇一)のイギリス領事だった Alfred Ernst Wieman (1860-1929) とも交友があった。彼は日本を去つてからも、日本に深い愛着をもち、死に至るまでの最後の七年間、毎年欠かさず Rangoon から日本を訪れ各地を旅行するのを楽しみとした。一九二四年〔大正十三年〕の最後の訪問の途上、その乗船だった *Empress of Canada* が瀬戸内海を航行中、四月二四日 Jonas は船中に歿し、神戸春日野の外人墓地に葬られた。同子息の言葉を借りると "His one cherished wish was to become 'Japanese dust' 日本ノ土ニ成リタイ" ということで、その願いは正しく叶えられたのであった。E. M. Satow や A. G. S. Hawes の編纂した有名な John Murry の日本案内記の "A Handbook to Central and Northern Japan, 2nd edition, 1884" の中の、動物・昆虫の記事の中に Pryer たちによって明かにされた蝶蛾相の概観が紹介され

ており、その協力者として Jonas の名も載っている由である。同氏の息 F. M. Jonas, Jr. は長く神戸に居住し、エム・ジョネス商会 という貿易商社を営み、フィリピンの Messrs. Ker & Co. の代理店をしていた。しかし同氏はそれよりも、洋蘭の栽培家として、当時日本一の Collection を保有し、その方で非常に有名であった。戦後どうしているか、まだ訪ねて見る機を得ないでいる。⁽¹¹⁾

彼は採集品を快く専門家へ送り、その大部分は今日 British Museum (Natural History) に吸収されている。

一九二四年（大正一三年）四月二四日の神戸に向かう船上での死去は、宿痾のマラリアが原因だったという。⁽¹²⁾ 行年七三歳。なお、彼の埋葬された神戸市春日野（中央区竈池通）の外国人墓地は、戦後の昭和二九年に閉鎖され、昭和三六年現在の北区再度山修法ヶ原への移転が完了した。

2 息子フランク・モリス・ジョネス

息子フランク・モリス・ジョネス (Frank Morris Jonas: 1878-1950) (日本名・森井亀次郎) は、一八七八年（明治一一年）四月二三日父ジョネスの二男として大阪に生まれた（母は日本人であるため、戦時中に国籍問題を山田作之助に相談している）。煙草商・昆虫採集家の父に対し、貿易商（神戸 F・M・ジョネス商会経営）の息子は、先の引用にもあるように、西洋蘭の栽培家として知られ（旧ジョネス邸に温室が併設されたのは、そのためである）、また、根付の蒐集家としても著名な人物である。彼については、谷田有史「旧ジョネス邸について——たばこにまつわる二人の F・M・ジョネス」の記述を引用しておく。⁽¹³⁾

フレデリックの息子であるフランク・モリス・ジョネス (Frank Morris Jonas) / 彼もまた生前は F・M・ジョネスと名乗っていた。写真3) は、明治一一年（一八七八）に日本人の母、森井つるとの間に生まれ、成人してからはビジネスマンとして神戸において活躍している。また、神戸国際委員会委員長をはじめ、阪神地域におけるさまざまな

社交クラブの役員を務めるなど、神戸の発展に公的私的両面で尽力した人物であった。さらに、日本における西洋蘭の栽培普及において多大な功績を残しているが、たばこの世界においても父と同様、見方を変えればそれ以上に重要な功績を残している。それは、「根付」のコレクターとして昭和三年（一九二八）に、英文による根付の研究書を初めて執筆し、出版したからである（写真4）。

ちなみに根付とは、江戸から明治期に、印籠やたばこ入れなど「提げ物」と呼ばれた装身具を、帯から吊るし持ち歩く時に用いた留め具のこと。現在は、日本を代表とする美術工芸品として、とくに海外での人気が高いが、フランク・ジョネスが蒐集した根付は、当時、わが国において最も充実したコレクション（生前、千点以上を所蔵していたとされる）であった（原注2）。おそらく、根付に興味を持ったのは、父が日本のたばこ業界と深く関わっていたことに由来するのではないかと想像する。

（写真3） フランク・モリス・ジョネス（一八七八―一九五〇）。

（写真4） F・M・ジョネス著『NETSUKE』（昭和三年刊）和田邦子〔息子ジョネスの娘〕氏蔵。発行部数は三

〇〇部ほどで、現在、原書を手にするのは極めて困難である。⁽¹⁴⁾

〔原注2〕 フランク・ジョネスが集めた「根付」のほとんどは、息子「長男」である森井英孝氏によれば、戦後にアメリカ軍人として来日し、後に「根付」のコレクターで研究者としても名を成した、レイモンド・ブッシェル氏に数回に分けて譲渡されたという。

父方の祖国イギリスに渡って教育を受けた人であるが、日本語は読み書きともに堪能で、神戸学院大学・山田作之助関係資料の中からは、後に見る作之助の「三東楼ノ記」に対する、みごとな毛筆書きの候文の返事が発見されている。一九五〇年（昭和二五年）四月二日神戸にて死去。行年七一歳一か月。父と同じく、春日野の旧外国人墓地に埋葬されたが、その後現在の再度山の神戸市立外国人墓地に改葬されたようである。

3 山田作之助のジヨネス邸入手と保存

一方、息子フランク・モリス・ジヨネスから、山田作之助が洋館を入手して以降については、再び水島あかね
|| 浅見雅之 || 玉田浩之「地域資産としての近代住宅の保存継承に関する研究——神戸市塩屋を対象として」の説
明を引用しよう。⁽¹⁵⁾

太平洋戦争中、英国人であった Frank M. Jones は居住が難しくなり、空襲から逃れるため神戸西に転居を望んで
いた弁護士山田作之助〔原注16〕に家を売却する。山田一家が塩屋に越したのは神戸大空襲〔昭和二〇年三月一七
日〕の前日であったという。

〔原注16〕 山田作之助は一九六〇年から六年に渡り最高裁判所判事を務めたこともある高名な弁護士で神戸地方
裁判所の保存運動にも深く関わった。ジヨネスの顧問弁護士でもあった。旧ジヨネス邸の隣にマンシヨ
ン建設計画が浮上した際は、先頭に立って反対運動を行い、マンシヨンの規模を大きく変更させた。

一九五九（昭和三四）年から始まった国鉄の鷹取駅から明石駅間の複々線化事業のあおりを受け、山田は同地から
の退去を余儀なくされる。多くの住宅が取り壊される中、一九六三（昭和三八）年、山田は私財を投じて約八〇〇メー
トル西側に洋館を移築することを決める。ジヨネスの思い出の建物であるとの思いから、一部には手は加えたもの
〔原注17〕、多くの部材や装飾には元の部材を用いて、外観はほぼ元のデザインを踏襲した移築をした。

〔原注17〕 棟の煙突を撤去、地階を地下室に変更しポイラー室をなくした。また、一階応接間や階段を和室厨房
などに、二階居間を和室に変更している。

さらに和館を解体した材を用いて門番小屋を新築し、そこには元はジヨネスにも仕えていた女性〔原注18〕とその
家族を居住させ、建物の維持管理を任せた。一九九五（平成七）年五月に作之助が逝去した後も彼女は門番小屋に住
み続け、八〇歳を超えてもお旧ジヨネス邸を守っていた。

〔原注18〕彼女は淡路島出身で一〇代のときにジョネス家の女中となり長く仕えた。結婚後、淡路島にいたが門番小屋に常駐して建物管理をして欲しいという山田の意向を受け、家族で塩屋に移り住む。今回〔土地・建物を取得した開発業者より平成二四年に〕退去命令がでた時点で九〇歳を超えていた。

登記簿によると、移築時に土地と建物の所有権は東京在住の長男〔山田弘之助〕に移っており、その後一九九〇（平成二）年に長男の子供たち〔長女・摂子、長男・真之助、二男・洋之助〕に相続されている。作之助逝去後は神戸在住の作之助の娘〔二女・昌〕が自身の活動などで旧ジョネス邸を使用していた。作之助はジョネスから引き継いだこの住宅を非常に大事にしており、娘は「この家を大切にするように」と聞かされて育ったという。

なぜ、それほどまで、作之助は、この洋館を大切に感じていたのであろうか。あるいは、なぜ、自分が現住している旧ジョネス邸の登記名義を、溺愛する三人の子供の中でも、東京在住の長男名義としたのだろうか。その理由は、作之助がこの洋館を入手した大戦末期の昭和二〇年、喜之助・作之助・弘之助と続く山田家三代目・弘之助が、東大に合格したことに関係する。

4 山田作之助「三東楼ノ記」

すでに触れたように、作之助の長男・弘之助は、平成二年三月二四日、九四歳の父・作之助に先立って六四歳で病死しているが、翌平成三年に刊行された追悼文集『追想・山田弘之助』の中には、父・作之助が洋館を入手した直後の昭和二〇年四月二二日に記した文章が収録されている。⁽¹⁶⁾なぜ、息子の追悼文集の中に、旧ジョネス邸をめぐる昔の記録が収められているのか。「三東楼ノ記」と題するこの文章にいう「三東楼」とは一体何を指しているのか。まずはこの文章の全文に目を通してみよう。

三東樓ノ記

山田作之助

昭和二十年二月十五日、仲兄〔山田述之助〕ヨリノ飛電アリ。長男弘之助、東京帝国大学法学部ニ入学ナリタルヲ報ス、嗚呼欣喜之ニ過ギタルモノ有ラン哉

東大法学部ハ、先考〔亡父・山田喜之助〕ノ業ヲ卒ヘラレシ処、余モ亦驥尾ニ附スルヲ得、父祖三代、同一ノ学窓ニ学ビ得ルハ蓋シ稀ナリト言フベシ。

先考ハ、安政六年六月、大阪船場ニ生レ、商家千金ノ子トシテ撫育サレタルニ拘ラズ、学ヲ好ミ、幼ニシテ藤沢南岳先生ノ門ニ入り、進ンデ洋学ヲ志シ、刻苦精勵遂ニ、東京帝国大学〔正しくは旧・東京大学〕法学部ニ入学ヲ許サレ、明治十五年、其業ヲ卒ヘラレタリ。

爾來、法曹トシテ身ヲ立テルコト三十年、ヨク其ノ志ヲ達成ス。即、ソノ朝ニ在ルヤ、司法省書記官トナリ、進ンデ大審院ノ判事ニ補セラレル、ソノ野ニ在ルヤ、推サレテ、三度ビ東京弁護士会ノ會長タリ、其ノ間、朝ニアルトキ、偶々、旧民法法典実施延期ノ大論争起ルヤ、身、司法省書記官タルニ拘ラズ、延期論者ノ驍將トナリ活躍、遂ニソノ功ヲ致セリ、又、明治三十三年、我国最初ノ政党内閣、即、板隈〔隈板〕内閣成立スルヤ拔擢、司法次官トナラレタリ。最後ニ特記スベキコトハ、明治三十八年九月、日露戦争終了、正ニ講和ナラントスル際、政府ノ結バントスル講和条件ヲ不満トシテ、国民大衆ガ、我国最初ノ、最大ノ国民大運動ヲ展開シ、東京日比谷公園ニ於テ、講和反対国民大会ガ催サレタル際、先考ハソノ領袖トシテ推サレテ、ソノ議長トナル。コノ国民大会ハ、国民ノ憤激大爆發シ、我国最初ノカツ最大ノ大暴動ト化シ、各所ノ交番ガ焼打サレル等、ソノ暴動ハ全国ニ広ガルニ至レリ。

コレガ為メ、先考ハ、其ノ責任ヲ問ハレ、一時、兇徒蒐集〔聚集〕罪トシテ起訴サレ、刑務所ニ収監サルニ至リタリ斯ノ如ク、先考ノ出処進退ハ常ニ正々堂々タルモノアリタリ。先考ノ斯ノ如キ遺風ハ、又以テ、我が家族ノ家訓トナリ、伯、叔父〔岡松参太郎、井上匡四郎、山田正三〕家兄〔山田紹之助〕等、何レモ学ヲ以テ身ヲ立テ、或ハ、学

士院会員タリ、大学教授タリ、又、大臣タリ、皆、志、学ヲ以テ身ヲ立ツルヲ誇負セザルモノナシ。

弘之助ノ先途、固ヨリ計リ知ルヲ得ザルモ願ワクバ同人モ亦、我が家ノ遺風ヲ継グヲ得ルニ足ランカ。

此ノヨキ時ニ当リ、偶々、英人、エフ・エム・ジヨネス氏（在留外人ノ巨頭ニシテ、当時、外国人商業会議所会頭）ガ、ソノ所有スル、塩屋海浜ニ臨ム邸宅ヲ余ニ譲ラレントス、ジヨネス氏ノコノ厚情ニ何ヲ以テ応工得ルヤ。

コノ塩屋ノ地タルヤ、カノ有名ナ、源平一ノ谷合戦ノ古戦場、須磨一ノ谷海浜ノ最西端ニ当リ、今迄、後方へ聳ヘタル鉄拐、鉢伏、両連峰、俄ニ海ニ迫リ、数十丈ノ崖壁^{マツ}を以テ、直チニ海ニ突入セントシ、崖壁ト海トノ間隙僅カニ数米、コノ間隙ヲ縫ウテ一条ノ街道通ズ、コレ即、山陽道ニシテ、ジヨネス氏ノ楼屋ハコノ街道ノ南側ニ建テラレタリ、サレバ、コノ楼屋タル北ハ即、鉄拐、鉢伏数十丈ノ断崖、南ハ即、庭先常ニ海波ニ洗ワル。更ニ、南ヲ望メバ、茅渟^{チヌ}ノ海、洋々トシテ万波至ル、更ニ遙カ向ヲ望メバ、紀泉ノ山々ハ煙霞ノ内ニカスミ、西ハ即、淡路島ノ山々、手ニ取ルガ如ク、明石海峡東西ニ通ズ、又紀泉ノ山ノ尽キル処、コレ正ニ紀淡海峡ナリ、其ノ間、出船、入船ノ行き交フヲミル、正ニ天下ノ勝景ノ一タルヲ失ワズ。

茲ニ於テ、此ノ弘之助、東大入学ノ記念スベキトキニ、之ヲ入手スルヲ得タルハ、マサニ先考ノ遺徳ノ賜トモ言フベキカ、依テ之ヲ記念シ、又、弘之助ノ前途ヲ祝福スル意味デ、此ノ邸宅ヲ名付クルニ『三東楼』トセントス。

嗚呼、余ノ最高ノ日ト言フベキカ。

（余ノ誕生四十九年ノ日〔昭和二〇年四月二三日〕也）

神戸学院大学・山田作之助関係資料の中には、この文章のひらがな書きの草稿が存在し、また、先述したように、この文章に対するジヨネスからの返事も発見されているから（書面の最後にはカタカナで「ジヨネス」と署名されている）、どうやらこの文章は、転居の挨拶状か、転居祝いの茶席（後記）開催の招待状だったらしい。ともあれ、世間一般にいうところの「旧ジヨネス邸」——すなわち「三東楼」に対する作之助の思い入れは、山

田家三代の矜持と、息子・弘之助への愛情そのものであった。

だが、この作之助の思い入れは、弘之助夫婦とその子供たちにとって、相当程度に大きい精神的な重荷となっていたようである。

五 山田弘之助

(一) 略歴

父・作之助の深い愛情とは裏腹に、長男・弘之助は、「三東楼」について、すこぶる白けきった、冷たく突き放すような物言いをしている。⁽¹¹⁾

売家と唐様で書く三代目、喜之助、作之助、弘之助、性懲りもなくよくまあ弁護士家業を続けたものである。祖父は星亨などと共に東京で代言人の登録を受けたけれども、酒と放蕩と政治に身を持ち崩して、家産を蕩尽し、父は神戸の田舎弁護士、豚児は修習生時代遊び暮らしてようやくこの春押し出された劣等生、段々スケールが小さくなる様である。この辺で職業は変えなければならぬ、私がやつのことで東大法学部に入學したとき、父は三代東大だといっているので、ちゃん茶三東楼と名付け、親しき人々を招じて一席を設けた。私はその名前のセンスの無さと共に、おやじというものはつまらんことを悦ぶものだと悲しく思った。

その後も作之助は、晩年に至るまで、旧ジョネス邸もとい三東楼の庭に茶席を設けたが、国宝・卯花塙が、もともと山田家所有であったことを、作之助や弘之助が知っていたかどうかは知らない。

1 小学校・中学校・高等学校

山田家三代目の弘之助は、大正一五年六月二二日神戸市平野に生まれた。幼少期は、自身の言によれば、「父

母の寵愛を一身に受けて、わがまま一杯に育った私は内気ではあるが多くの幼な友達と共に遊びに明けくれる腕白小僧であった。あんまり多くの友達が毎日やって来ては家中をひっくり返すので、母と女中が跡かた附けに「苦勞だったと、よく母が昔の思い出に云う程ひどかったらしい」。「手工・図画などはよく書生にやつてもらった」⁽¹¹⁸⁾。「月足らずで生まれたせいも、身長の方はそうでもなかったがよく肥えていたので学校時代はブーチャンブーチャンといわれたし、精神の方の発達は普通よりも遅かった。一年生のとき百迄の数が中々憶えられなくて母が低脳かと思った程であつたらしい」⁽¹¹⁹⁾。父・作之助は、当時は引越しばかりしており（葺合区熊内↓須磨区大手↓生田区中山手）、そのたび弘之助は転校を繰り返すこととなった（昭和七年四月雲中小学校入学↓東須磨小学校↓昭和一三年三月諏訪山小学校卒業）。

昭和一三年四月イエズス会が日本で初めて開校した中等教育機関（高等教育機関に關しては大正二年に上智大学を設立していた）旧制六甲中学校（現・六甲学院中学校・高等学校）の第一期生となるが、「元々六甲に行くように勧めたのは母で、独逸式の全寄宿制度の新設中学が六甲山腹に出来るというのを新聞で読んで直感的にこの学校なら私に合いそうだと思ったそうだ」⁽¹²⁰⁾。

昭和一八年三月卒業、高校は公立を目指したようだが、甲南高等学校文科乙類（独語クラス）に進学。「戦争中でしたがヨット部に入って芦屋の海で旧式のヨットで遊んでいました。高校二年のときは尼崎の鑄造工場に動員され砲弾を作っていました」⁽¹²¹⁾。

2 東京帝国大学・東京大学

昭和二〇年三月高校を卒業した弘之助は、四月東京帝国大学法学部法律学科独法科に入学する。その経緯につき、同じく東大法学部に入学した同級の関原義伸は、次のように語る。⁽¹²²⁾

一九年の暮れだったか、二〇年の初めだったろうか、担任の先生から山田君と小生の二人に対して、予て志願中の東大法学部への推薦手続きを進めるとのお話があった。

当時、戦争は一層熾烈になり、敵機空襲による全国交通網の遮断などの事情から、各大学当局は、例年のように本人が希望校に出頭して入試を行う方式は不可能と判断した。文部省は各高校に、概ね過去の入学実績に基づいて、大学・学部別の採用枠を設けて、大学・学部別に内申のみによる推薦をさせて選考する特例措置をとった（この方式は、その年八月の終戦により、翌年からは再び旧に復したために、この年限りの措置となった）。

こうした異例の措置で東大に入学した「三東楼」三代目に対し、長女・摂子が、「お父さんは無試験で東大に入れていいわねえ。』『短答のない時代に司法試験を受けられてよかったですよ。』等々憎まれ口をたたくと、パイプをスパスパ音たてて不満を煙で表した」というが、⁽¹²⁾同様に無試験・推薦で東大経済学部に入學した同級の吉田達男も、息子から「モグリだ」と言われている。⁽¹³⁾

大学では、入学から一か月ほど小野清一郎の刑法、我妻栄の民法、宮沢俊義の憲法の講義を聞いたが、⁽¹⁴⁾五月からは神奈川県高座海軍工廠（厚木飛行場の隣地）での勤労働員となる。宿舎の隣棟には、父・作之助と大学同期であった平岡梓の長男・公威（大正一四年一月一日生。弘之助の一学年上）もいた。⁽¹⁵⁾

その後⁽¹⁶⁾は――、

終戦となり、九月に本郷に復学しましたが食糧難で勉強どころでなく、法律学には余り興味がなく、東京大学に復帰された大内兵衛先生の財政学や、有沢広巳先生の国際経済論、大塚久雄先生の欧州経済史の名講義に聞き惚れていました。三年の過程をなんとなく押し出されて法学士になりましたが（昭和三年卒）、社会に出る自信もありませんでした。旧制大学院生として我妻栄先生の研究室に入れて頂き、その間（昭和二四年）第一回国家公務員試験行政職

及び法律職並びに〔昭和二五年〕司法試験に合格し、一時〔司法試験合格前の昭和二五年四月より一年間〕総理府事務官〔六級一号俸〕として公正取引委員会〔審査部第二課〕に勤務したこともありすが、父が永く神戸で弁護士をしていた関係もあって、結局、司法修習生を経て昭和二十八年春弁護士に。

3 司法修習五期・弁護士、立教大学講師、上智大学講師・助教

山田弘之助と司法修習同期（昭和二六年四月司法研修所入所の五期）のうち、中野貞一郎（大正一四年六月二四日生）とは班まで一緒に⁽²⁸⁾、一方、長島安治（大正一五年六月二日生）とは、「よく銀座の和光の裏あたりにあったアマゾンというバーに通った」という⁽³⁰⁾。

なお、昭和二五年の司法試験合格者数は二六九名で、うち女性はわずか三名であったが、最年少合格者は女性で、当時二〇歳・明治大学法学部一年生の斉藤隆子という人であった。昭和五年七月一九日秋田県本荘の斉藤金七・キヨエ夫婦の三人の娘の長女に生まれた彼女は、「紺のはかまをはき、丸ポチャの笑顔を見せて研修所に通っていたときには、みんなの憧れであった」という⁽³¹⁾。弘之助は、「女らしくて、しっかり者で、しかも年若い秋田出身の女性、私の生涯の伴侶としてはこれ以外の人はいないと決断し、思いきって東京駅にあるステーションホテルのレストランで食事の終わった後プロポーズしたところ、妻がブルツと顔をふるえさせて即座にうなずいたので私は天にも昇る気持であった。研修所時代の最大の収穫は妻と出会ったことである」⁽³²⁾。

昭和二八年五月弁護士登録（第一東京弁護士会）、松本烝治法律事務所入所の後は、昭和二九年四月立教大学社会学部講師、昭和三二年四月上智大学法学部講師から三六年四月助教、同年一〇月独立し山田法律事務所を設ける。昭和五四年四月第一東京弁護士会副会長。

父・作之助は浄土真宗であったが、息子・弘之助はイエズス会の六甲中学時代に受洗したカトリック。誕生日

の六月二二日は弁護士守護聖人トマス・モアの殉教日なのに、洗礼名は、なぜかイエズス会の創始者の一人で日本の国の守護聖人フランシスコ・ザビエル。四一歳で眼を患って以来、執務や日常生活に支障を来していた。平成二年三月二四日帰天。享年六四歳。葬儀は東京四谷の聖イグナチオ教会で執り行われた。息子に先立たれた作之助は、追悼文集の後書きに、次のように書き記している。⁽¹³⁸⁾

後書

弘之助は、本当に親孝行な子でした。

去年（平成元年）の暮に虎の門病院に入院した時も、長女の摂子からの電話で、「この間から入院していましたけれど、今日退院しますので、一寸お知らせします」とのこと、そんな大病だとは知らず、「あゝ」と言っただけでした。これも弘之助が、「自分の病気のこととは絶対に親父に知らすな、親父が心配するから」と厳命したからだとのことでした。正月、一寸東京へ行って会ったときは元気だったので安心していました。最後に三月に入院した時も、神戸には絶対知らすな、と言っていたそうです。なんと親孝行の子でしたらう。

弘之助が生まれてから、三、四か月もたった大正一五年春頃、ある尼さんが来られて、弘之助の顔をつくづく見て、「このお子さんは仏さんの顔をしている、是非お坊さんになさって下さい」と言われ、私はおどろき、「いやいやこの子は、山田家を継がせ、ゆくゆくは法律家になりたいのです」と言っただけでした。そのせいか、弘之助はどこか心の優しいところがありました。そして、皆様にも可愛がって頂き、本当にありがとうございます。

私も安らかに余生を送りたいと思っております。

このとき「三東楼」二代目・作之助は九四歳、死の五年前に書かれた、筆者の知る限り、公刊されたものでは作之助最後の文章であるが、彼もまた最終的にはカトリックの信者となった。洗礼名は、弁護士の守護聖人トマス・モア（星野英一や団藤重光の洗礼名がトマス・アクイナス（学者の守護聖人）であるのと同様、ある種「お

約束」の洗礼名である)。改宗時期は不明で、なぜカトリックなのかも分からない(亡妻・道子、神戸在住の二女・昌もクリスチャンであるが、二人とも神戸女学院卒なので、プロテスタントと思われる¹³⁴⁾)。葬儀は、通夜式・告別式とも、所属教会(不詳)ではなく、自宅(三東楼)で執り行われたが、その理由についても不明である。

(二) 山田弘之助の師弟の絆

一方、三代目・弘之助が死の四年前に刊行した『法窓コラム』(昭和六一年)は、満六〇歳の還暦を機に「吾が半生を振り返ると共に三人の子供達(長女摂子・弁護士、長男真之助・会計士補、二男洋之助・東大法学部在)と孫達に、父はこういう半生を送ったという記録を残して置くために」編まれた本であったが、全一〇章からなる同書の最終章「十 師弟の絆」は、弘之助の文章ではなくして、大学・大学院の恩師である我妻栄が、弘之助の旧著『法律教室』(昭和三五年)に寄せた「序」¹³⁵⁾を転載したものである。そのためであろうか、この文章は、我妻の業績目録としては最も詳細な、長男・我妻洋と愛弟子・唄孝一編集の『我妻栄先生の人と足跡——年齢別業績経歴一覧表』¹³⁷⁾にも記載がない。以下、その冒頭部分を引用しておく。

著者の山田弘之助君とは、東京大学で教えた時から、二十年に近いつきあいをしておりますが、こういう本を書く才能があるうとは、少しも知りませんでした。師弟の間柄というものは、いかに親しくしていても、限られた範囲の能力しかわからないものだと、つくづく感じました。

弘之助君のおとうさんの作之助さんは、私の恩師鳩山秀夫先生と親しくしておられたので、その関係から、弘之助君が甲南高等学校を最優秀の成績で卒業して東京大学法学部入学を志すときから知っております。それから今日まで、学生時代、司法修習生時代、そして弁護士として実務をとっている昨今まで、学問や仕事の上で接しております。あ

るテーマで研究を深めているのについて、相談に乗ってもおりません、私立学校の講師に推薦したこともあります。ですから、弘之助君の法律の知識と実務の才能については、私は、相当高く評価しています。しかし、こういう本を書く才能があるとは、ほんとうに意外でした。法律の知識と、こういう本を書く才能とは、全く別だからです。いや、法律の知識が深くて正確であればあるほど、こういう本は書き難くなる例も、稀ではないからです。

弘之助君は、別段私にかくしていたわけでもないでしょうが、いろいろの新聞に、「家庭の法律」とか、「町の法律」とか、「知っておきたい」などという気のきいた標題で、こうしたものを書き続けていました。私は、うかつにもそれを知らなかったのです。まとめて一冊の本にするから序文を書いてくれと、もち込まれたとき、私は思わず、「君がそんなものを書けるのかい」といいました。かれは、てれくさそうな顔をしていましたが、原稿を手にとってみて、驚きました。確かにうまい、面白い、そして、ほんとうにためになる！

「私立学校の講師に推薦した」というのは、おそらくは昭和二九年四月の立教大学講師就任のことを指しているのだろう。また、我妻が弘之助のことを「東京大学法学部入学を志すときから」知っていたというのは、弘之助が東大の推薦入学を志願することを、父・作之助が、事前に我妻に告げていたということなのだろう。なお、弘之助の大学院進学は、司法試験受験のための「腰掛け」のように見受けられるが（我妻の文章からは、彼が弘之助の学問的な才能を、ほとんど認めていなかったことが分かる）、にもかかわらず、我妻が指導教授を引き受けた背景には、父・作之助との関係が想像される。その一方で、作之助の「ジュリスト」への寄稿は、⁽¹⁸⁾我妻からの依頼に応えたものと推測されるのであるが、こうした事項に関する、我妻榮と山田作之助との間の連絡・交渉関係の書面も、神戸学院大学・山田作之助関係資料の中に存在すると思われる。

六 終 章

「三東楼」三代目・山田弘之助と、司法修習同期の妻・隆子の間には、一女二男が生まれ、長女と二男は山田家・四代目の弁護士、長男は公認会計士となった。

①長女・撰子（一九五四）……………昭和二九年五月八日生。雙葉小学校、雙葉中学校、お茶の水女子大附属高校、早稲田大学法学部卒、昭和五四年四月司法研修所入所（三三期）、昭和五六年弁護士登録（第一東京弁護士会）。山田泰彦（旧姓・能勢。駒沢大学教授・商法）と結婚。

②長男・真之助（一九五六）……………昭和三一年二月二〇日生。番町小学校、栄光学園中学・高校卒、昭和五五年三月早稲田大学商学部卒、昭和五八年一〇月監査法人朝日会社（現・あずさ監査法人）入社、昭和六二年三月公認会計士登録、日本公認会計士協会・法規委員会委員長。

③二男・洋之助（一九五九）……………昭和三四年五月二日生。番町小学校から山王小学校、栄光学園中学・高校卒、昭和六一年三月東京大学法学部卒、昭和六一年司法試験合格、昭和六二年四月司法研修所入所（四一期）、平成元年弁護士登録（第一東京弁護士会）、同年（父・弘之助と修習同期の）長島・大野法律事務所（現・長島・大野・常松法律事務所）入所、同年（父・弘之助の）山田法律事務所入所、平成一七年山田・合谷・鈴木法律事務所設立。

二男・洋之助が東大に入学したとき、そして、司法試験に合格したとき、祖父・作之助は、喜之助以来四代続

く東大卒の弁護士血筋を、心より誇りに思ったことだろう。だが、作之助の孫たちと、その父母の側では、作之助の「四東楼」への思い入れを、おそらく疎ましく感じていたに相違ない。そもそも弘之助が「売家と唐様で書く三代目」の江戸川柳に始まる同一内容の文章を繰り返すこと自体、いかにも不吉な暗示であり、彼が「三東楼」の命名のセンスの無さを喰い、父・作之助の悦ぶ様を「悲しく思った」段階で、この洋館の運命は、すでに決まっていたのかもしれない。国宝・卯花塙を躊躇なく売立てに出した初代の無頓着と異なり、三代目・四代目にとって、「三東楼」は、この世から消し去るべき忌まわしい呪縛だったようにも見える。

以下、「四 山田作之助」でも引用した水島あかね⁽¹⁴⁾浅見雅之⁽¹⁴⁾玉田浩之「地域資産としての近代住宅の保存継承に関する研究——神戸市塩屋を対象として」の説明を再び参照すれば——、

4・2 地域資源としての旧ジョネス邸

旧ジョネス邸は、兵庫県の「ひょうごの近代住宅一〇〇選」の一つに選定されていただけで、文化財登録はされていなかった。兵庫県は景観形成重要建造物指定の対象候補にあげ、娘「作之助二女・昌」に対して指定への働きかけを行っていたというが、私邸であることや所有者ではないこと〔登記名義は兄・弘之助になっている〕を理由に指定への理解を得ることはできなかったという。それでも海沿いの洋館が次々と姿を消す中、旧ジョネス邸が駅前の一等地でありながら残り続けたのは、山田作之助とその娘「二女・昌」の「残したい」という強い意思が働いていたからといえるだろう。

塩屋は山に向かつて扇状に広がっている地域のため、山側から海を眺めると視線が集中する場所がある。ちょうどそこに旧ジョネス邸は位置していた。また電車の車窓からも良く見える洋館であったため、旧ジョネス邸は塩屋のランドマーク的な役割を担っていた。このように旧ジョネス邸は塩屋を代表する資源の一つとして地域住民をはじめ多くの人に愛されていた。しかし非公開住宅で、イベントなどで公開されることもほとんどなかったため、地域住民で

さえ内部を知る人は少なく、地域とのつながりは薄かった。

5 旧ジョネス邸保存運動の展開

5・1 保存運動のはじまり

二〇一二(平成二四)年一〇月、門番小屋から管理人の女性が退去通告を受けたと推進会で報告があり、地域住民たちは旧ジョネス邸の解体危機を知ることになった。すぐさま推進会会長は当時の所有者に保存の嘆願書を送付、保存を求める地域住民たちも各々考えられる方法(所有者へ嘆願の手紙送付、弁護士への相談など)で保存に向けての行動を開始した。

実は作之助の娘(二女・昌)が二〇一二(平成二四)年八月に逝去した翌月に当時の所有者(三代目・故弘之助の三人の子)と開発業者(穴吹興産株式会社)との間で売買合意契約が取り交わされていたが、当時は情報が錯綜しており、地域住民たちが契約の事実を知ったのは二〇一三(平成二五)年の年明けであった。二〇一三(平成二五)年一月二三日、神戸新聞が『神戸・塩屋の旧ジョネス邸に売却話 大正の面影残す名建築』と題した記事を掲載する。この記事が旧ジョネス邸の解体危機に関する最初の報道で、これをきっかけに地域外に広く知れ渡ることになった。そして二〇一三(平成二五)年三月、開発業者に所有権が移転する。

穴吹興産は、「三億六〇〇〇万円での売却もしくは採算性の見込める活用事業提案には応じる」とし、二度にわたって旧ジョネス邸の解体を延期するなど、地域住民たちにある程度配慮した姿勢を見せはしたが、しかし、買取のための資金は五七〇〇万円しか目途が立たず、平成二五年一〇月二五日解体工事開始、解体後の跡地には「アルファステイツ神戸塩屋シーサイドテラスⅡステーションフロント」なる宛名書きに難儀しそうな長い名前の一〇階建てのマンションが建築され(平成二七年三月竣成)、かくして、作之助が、山田家三代の誇りと、息子・弘之助への深い愛情の証しとして、長きにわたって保存に努めた「三東楼」は、この地上から姿を消した。

- (1) 平成二七～二九年度科学研究費(科研費) 研究「最高裁判事・山田作之助を起点とした二十世紀の法実務と学知の交錯」(基盤研究(C)、研究代表者・和仁かや、研究課題・領域番号15K03096)。
- (2) 当日の報告者と報告内容は、①小松昭人(神戸学院大学准教授・科研メンバー)「山田作之助関係資料・本学受入れの経緯について」(以下「小松報告」という)、②辻村亮彦(神戸学院大学講師・科研メンバー)「弁護士・最高裁判事山田作之助——その生涯」(以下「辻村報告」という)と、③筆者の本報告(本稿と同一題名)である。
- (3) 読売新聞昭和三五年二月二八日朝刊(時の人) 最高裁判事になった山田作之助。
- (4) 「引用者注」 弁護士会推薦に至る経緯について、山田作之助は、次のように語っている。「昭和三十五年十月大阪弁護士会出身の最高裁判所判事小谷勝重氏が停年で退職されることになり、当然、近畿弁護士会から後任が推されることになる筋合の処、少くとも年齢的に、五年位は最高裁判所判事をつとめ得る人でなくてはならないとのことで、この年齢の点から、大阪から大月伸氏、神戸からわたくしが候補者にのぼったが〔大月伸は山田作之助と同一年の明治二九年一月一八日生まれ、関西大学卒。昭和五五年四月一三日没。八三歳〕、大阪弁護士会は勿論、最後まで大月伸氏を推していられたが、肝心の大月氏自らが、わたくしを推して自らは固辞してうけず、最後まで、その意思をかえなかったので、大阪弁護士会もあきらめて、神戸のわたくしを推センして下さったのである。勿論、小谷勝重氏からも、自分の後任は山田君が適当であると強く各方面に推センして下さったので、競争者もなく就任することが出来たのであった」。山田作之助「神戸弁護士会のことども」神戸弁護士会会史編纂委員会(編)『神戸弁護士会史』(神戸弁護士会、昭和五一年)三九二頁。さらに、山田作之助「法窓回顧——よき先輩・同僚にめぐまれて(増補版)」(法律新聞社、昭和五八年)九二頁「徳性の人」大月伸氏」も参照。
- (5) 「引用者注」ただし、朝日新聞昭和三五年二月二九日朝刊「(人) 最高裁判事になった山田作之助」のインタビュー記事における、本人自身の申告によれば、「ううん。一メートル七〇センチ、七五キロかな。図体が大きいと動作がぶくくてあかんな」。

- (6) BOACスチュワーデス殺人事件に関しては、山田弘之助が自身の還暦記念に出版した後掲注(135)『法窓コラム』「八 プロフィール」の章に、「迷宮入り事件の考察」神父は九九%白である——山田弘之助弁護士の見解」と題する「新公論」一一二号(昭和三四年一〇月号)の記事が収録されている(二〇四～二一六頁)。
- (7) 前妻は二宮九平の長女・常(常子。?一八八四)、後妻は木下犀潭(真太郎。一八〇五～一八六七)の長女・鶴(鶴子。一八四九～一九三五)。
- (8) 明治二十一年六月三日小林謙一郎の三男として東京市麻布区新堀町に生まれる。長兄(謙一郎長男)は、東洋協会大学(昭和四年より拓殖大学)教授の社会学者・小林郁(一八八一～一九三三)。大正三年東京帝大独法科卒業後は、三菱合資会社に入るが、大正五年に退社して弁護士を開業、昭和一四年三月第二東京弁護士会会長。戦後の昭和二十一年一〇月東京高裁長官、昭和二十六年一〇月五日最高裁判所判事(穂積重遠後任)。昭和五七年六月四日肺炎のため東京港区の東京慈恵医大附属病院で死去。享年九四歳。野村正男「あの人この人訪問記(第四一回) 小林俊三さん」法曹一四七号(昭和三八年)一〇頁……〔所収〕野村正男「小林俊三」『法窓風雲録——あの人この人訪問記(上巻)』(朝日新聞社、昭和四一年)三七四頁、今井忠男「小林俊三」『法曹百年史』(法曹公論社、昭和四四年)一〇七七頁、野村二郎『最高裁全裁判官——人と判決』(三省堂、昭和六一年)五八頁。
- (9) (山田) 奠南(著)・小林俊三(編)『奠南詩文集——奠南山田喜之助遺稿』(小林俊三法律事務所、昭和三五年)冒頭の「奠南山田喜之助小伝」(昭和三四年一月小林俊三稿)には、「喜之助には三男二女があり、いずれも現存している」とあり、また、同書の「後記」一四一頁には「この詩文集は、作者奠南山田喜之助が大正二年二月死去してから間もなく五十年を迎えようとするので、その追善を兼ね、子女で現存している山田紹之助、同述之助、同作之助、小林呈子、蒲原張子の五人と、縁につながる者でこの編集を担任した小林俊三(呈子の夫)とが、合同して上梓するものである」とある(この記述の存在については、辻村亮彦講師のご教示による)。
- (10) 西英昭・九州大学准教授のご教示による。なお、平成二二～二四年度科研費研究「岡松参太郎の学問と政策提言

- に関する研究」(基盤研究(B)(2)、研究代表者・浅古弘、課題番号12420003) 研究成果報告書(平成一五年一〇月) 三二五頁「岡松家系図」参照。
- (11) おじま・あらかず(一八九三―一九八七)。明治二六年二月九日小島新平の長男として茨城県真壁郡小栗村に生まれる。大正七年東京帝大政治学科卒業後、農商務省に入省、商工省事務次官まで昇り、昭和一六年退官後は日本製鉄副社長、戦後の昭和三一年八幡製鉄社長。昭和六二年三月二九日死去。
- (12) 七戸克彦「現行民法典を創った人びと19査定委員②山田喜之助」法学セミナー六七一号(平成二二年)六五頁。
- (13) 『東区史』(第五卷・人物篇)〔大阪市東区役所、昭和一四年〕八七七頁。一方、神戸学院大学・山田作之助関係資料中の、執筆年月日不明の作之助のメモの中にも、「父〔喜之助〕は安政六年六月六日〔一日の誤り〕大阪船場の淡路町、葉種問屋、桜井屋八郎兵衛／＼の二男(長男は生後間もなく死亡したので事実上／＼長男として)として生れ、……」と記しているものがある。山田作之助関係資料「ウルシ(赤)箱No.649」第一丁。
- (14) 山田作之助「山田喜之助」『法曹百年史』(法曹公論社、昭和四四年)七六九頁。
- (15) なお、熊谷真之助書簡は、得兵衛(得三)が富三郎の兄か弟かは不明としているが、長男(名不詳)が行沢家を継いだとすれば、三男である富三郎の上に、兄は早田家の養嗣子となった一人(二男)しかないことになる。
- (16) 小林俊三「山田喜之助(奠南)」『私の会った明治の名法曹物語』(日本評論社、昭和四八年)四一頁。
- (17) 山田作之助・前掲注(14)・七六九頁。
- (18) 小林俊三・前掲注(16)『私の会った明治の名法曹物語』四一頁。
- (19) 小田栄作「春海懐古録(四) バトロンの有為転変」淡交一七卷二二号(昭和三八年)九七―九八頁。
- (20) 小林俊三(編)・前掲注(9)『奠南詩文集——奠南山田喜之助遺稿』『奠南山田喜之助小伝』。
- (21) 辻村報告の紹介する作之助資料Data.org(未整理)中の山田作之助「私の人生」草稿(二〇〇字詰原稿用紙「山田用箋」一七枚)。

- (22) 山田作之助・前掲注(14)・七六九頁。
- (23) 小林俊三・前掲注(16)『私の会った明治の名法曹物語』四二～四三頁。
- (24) 小林俊三・前掲注(16)『私の会った明治の名法曹物語』四四頁。
- (25) 山田作之助・前掲注(14)・七六九頁。
- (26) 大阪英語学校は、その後、明治二二年大阪専門学校、一三年大阪中学校、一八年大学分校、一九年第三高等中学校となり、明治二二年に京都に移転した後、明治二七年第一次高等学校令に基づく旧制高等学校ナンバースクールの三高等学校(三高)となった。
- (27) 同様に、三宅雄二郎(雪嶺)も、明治八年二月愛知英語学校に入学後、翌九年九月に東京開成学校の予科に転じている。雪嶺の言によれば、「自分等が入学後、暑中休業で帰省し、その翌年教務課の方から東京の開成学校または工部大学校へ入学の準備せよといわれた。／＼これは七大学区を廃し、ひいて七箇英語学校を廃するがためと知らず、東京へ行くのが悪くないとして準備に取りかかり、金沢から来た連中で開成学校に向かうのがあり、工部大学校へ向かうのがあり、一人は新設中学師範学校へ向かった」。三宅雪嶺「自伝」『自伝／自分を語る』(日本図書センター・人間の記録43、平成九年)三三～三三三頁。
- (28) 薄田斬雲『天下之記者——一名山田一郎言行録』(実業之日本社、明治三九年……〔復刻〕大空社・伝記叢書113、平成五年)五七頁以下。
- (29) 森銑三(著)・小出昌洋(編)『新編・明治人物夜話』(岩波文庫、平成一三年)七五～七六頁。
- (30) 薄田・前掲注(28)・四九～五三頁。
- (31) 奥平昌洪『日本弁護士史』(有斐閣、大正三年)一三六五頁「無試験免許代言人一覧表」。
- (32) 「法曹の片影」山田喜之助君』法律新聞五九四号(明治四二年九月二〇日)一六頁以下。
- (33) 播磨龍城「弁護士の口禍事件歎」『龍城雜稿』(新阿弥書院、大正一三年)九一頁。なお、播磨の伝えるこのエピソード

ソードは、森長英三郎『史談裁判』（日本評論社、昭和四一年）一一二頁にも引用されている。小林俊三「明治の学者法曹の面影——明治百年にちなんで（一）」法曹二一四号（昭和四三年）八頁の伝える逸話（「山田喜之助氏の法廷逸話にこんながある。ある刑事法廷で裁判長が甚だ無礼な言葉を吐いたので、同人は憤然立ち上がり当時の弁護士
の法冠と法服をかなぐり捨て、さあ拙者はもう弁護士ではない、裁判長の無道な指揮に従う義務はない、一個の日本国民としてただ今の言葉の取消を求め、と詰めよった。これは立会検事の取りなしでとにかく収まったそうである」）も、同一事件であろう。

(34) 読売新聞大正二年二月二日朝刊「山田眞南氏逝く／奇人として知られし元司法次官」。

(35) 読売新聞大正二年二月二日朝刊「眞南氏葬儀」。

(36) 「山田喜之助氏逝去」法学新報二三卷三号（大正二年）一四一頁以下……〔所収〕小林俊三（編）・前掲注（9）『眞南詩文集——眞南山田喜之助遺稿』一四四頁以下。

(37) 長谷川如是閑『ある心の自叙伝』（朝日新聞社、昭和三五年）一一〇～一一一頁……〔復刊・補遺〕長谷川如是閑『ある心の自叙伝（筑摩叢書12）』（筑摩書房、昭和四三年）七一～七二頁（なお、一七九頁も参照）。

(38) 沙比阿翁（原撰）∥坪内雄蔵（訳）『該撒奇談・自由太刀余波鋭鋒』（東京書林・東洋館書店、明治一六年一〇月三日版權免許、明治一七年五月出版……〔復刻版〕雄松堂出版・明治初期翻訳文学選、昭和五三年）……〔所収〕坪内雄蔵（著）『逍遙選集（別冊第二）』（春陽堂、昭和二年）二九三頁以下……〔復刻版〕坪内逍遙（著）∥逍遙協会（編）『逍遙選集（別冊第二）』（第一書房、昭和五二年）二九三頁以下。

(39) 前掲注（38）・〔初出〕一七〇頁、〔選集〕三八〇頁。

(40) 前掲注（38）・〔初出〕頁数なし（大尾三〇四頁の次頁以下）、〔選集〕四三九頁。

(41) Lord LYTTON; Edward George Earle BULWER-LYTTON; 1st Baron LYTTON (1803-1873)……戯曲『リシユリユー (Richelleu)』中の「ペンは剣より強」(The pen is mightier than the sword)の台詞で有名な人で、リットン調査団

- Victor Alexander George Robert Bulwer-Lytton; 2nd Earl of Lytton (1876-1997) の祖父でもあつた。
- (42) ただし、筆者が参照した原文は、Everyman's library (Ed. by Ernst Rhys) No. 532, Fiction: *Rienzi* (with an Introduction by Edward Henry Blackney), London: J. M. Dent & Sons Ltd. New York: E. P. Dutton & Co, 1911, p. 131. 《THE ROMAN HYMN OF LIBERTY》である。
- (43) 齊藤秀夫先生米寿記念『逸話で語る民訴学者の面影』(第一法規、昭和五二年)二九～三二頁。
- (44) 小野木常「山田先生を送る」法学論叢四八巻一号(昭和一八年)三三二頁、「山田先生著書論文目録」同三二四頁。このほか、中田淳一(きさ手・鈴木正裕)「民訴放談」中田淳一先生還暦記念『民事訴訟の理論(下)』(有斐閣、昭和四五年)三三五頁中に、中田が師・山田正三について語った個所がある(大阪市立大学法学研究科法曹養成専攻課程三年・小林佑輔氏のご教示による)。
- (45) 小野木・前掲注(44)・三三二頁。
- (46) 『帝国大学出身名鑑』(校友調査会、昭和七年)ヤ六〇頁「山田正三」……〔復刻〕『帝国大学出身人名辞典(第三巻)』(日本図書センター、平成一五年)一七九〇頁、『人事興信録(第一四版)下』(人事興信所、昭和一八年)ヤ一三〇頁「山田正三」、『大衆人事録(第一四版)近畿・中国・四国・九州篇』(帝国秘密探偵社、昭和一八年)京都九七頁「山田正三」。
- (47) 小林俊三「明治の学者法曹の面影——明治百年にちなんで(三) 京都大学初期の法科の教授たち」法曹二一六号(昭和四三年)一一頁。
- (48) 前掲注(43)『逸話で語る民訴学者の面影』三六頁〔鈴木正裕〕。
- (49) 『第四高等学校一覽(自明治三十六年至明治三十七年)』(第四高等学校、明治三六年一月)八九頁。
- (50) 『第四高等学校一覽(自明治三十七年至明治三十八年)』(第四高等学校、明治三七年二月)八五頁。
- (51) 『第四高等学校一覽(自明治三十八年至明治三十九年)』(第四高等学校、明治三八年二月)七九頁。

- (52) 『第四高等学校一覽(自明治三十九年至明治四十年)』(第四高等学校、明治三十九年二月) 一四一頁。
- (53) なお、正三と同じく四高に進んだ喜之助の長男・紹之助に關しても、同様の齟齬が認められる。後掲注(77)参照。
- (54) 『第三高等学校一覽(自明治三十九年至明治四十年)』(第三高等学校、明治四〇年一月) 一六二頁。
- (55) 読売新聞明治四二年七月一五日期刊「京都大学卒業式」。なお、神戸学院大学・山田作之助關係資料中には、山田正三筆写の、勝本勘三郎「刑法」講義ノートがあるという。
- (56) 『京都帝国大学一覽(從明治四十二年至明治四十三年)』(京都帝国大学、明治四十三年三月) 一三四頁。
- (57) 小野木・前掲注(44)・三三二頁。
- (58) 東京朝日新聞明治四三年一月二日期刊「叙任辞令(十一月十日)」。
- (59) 小野木・前掲注(44)・三三二頁。
- (60) 「山田先生に学生時代教わったという、大正一一年京都大学卒業で東北大学法哲学の教授になっておりました広浜嘉雄先生いわく、『自分たち学生は、山田先生がヘルピツヒばかりなので、「山田ヘルピツヒ」というあだなをつけた』と。それで私は山田先生というと、やはり雉本「朗造」先生と同じくヘルピツヒのゼミにでも出たのではなからうかというふうに思っております」と斎藤秀夫は語るが(前掲注(43))『逸話で語る民訴学者の面影』(三三三頁)、本文に述べたような事情で、山田はドイツには留学していない。
- (61) 『日本博士録』(教育行政研究所、昭和三二年) 一四一―一五頁。
- (62) 前掲注(46)『人事興信録(第一四版)下』ヤ一三〇頁「山田正三」、『大衆人事録(第一四版)近畿・中国・四国・九州篇』京都九七頁「山田正三」。
- (63) 『人事興信録(第五版)』(人事興信所、大正七年) 四五三頁「熊谷順之助」、『同(第六版)』(大正一〇年) 四五三頁、『同(第七版)』(大正一四年) 四五三頁、『同(第八版)』(昭和三年) 四五五頁、『同(第九版)』(昭和六年) 四五二頁、『同(第一〇版)上』(昭和九年) 四五七頁、『同(第一版・改訂版)上』(昭和一三年) 四五九頁、『同

〔第二二版〕上』(昭和一四年)ク五二頁、『同(第一三版)上』(昭和一六年)ク四二頁、『同(第一四版)上』(昭和一八年)ク四二～四三頁。山田喜之助・正三の父・富三郎の弟・熊谷得兵衛(得三)の子・得之助には、長男・順之助(明治二五年二月生)、二男・直之助(明治二九年二月生)、三男・達之助(明治三六年二月生)、四男・道之助(明治四二年一月生)の四人の男子がいた。この一族も、山田家と同様、名前に「助」をつける家系であるが、その背景事情は不明である。

(64) 柴田健「吾が甥、弘之助君を語る」後掲注(116)『追想・山田弘之助』一七八～一七九頁。

(65) 「引用者注」なお、弟子の中田淳一は、昭和七年に大学を卒業し、昭和一〇年に助教教授に昇進しているので(さらに、同年には結婚もしている)、ここにいう「書生の中田さん」は、中田淳一ではない(中田助教教授を「書生」呼ばわりしたのでなければ)。

(66) 大阪朝日新聞昭和七年六月一〇日朝刊。同記事についても、前掲注(44)大阪市大法学大学院生の小林佑輔氏より、神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ「新聞記事文庫」に収録されている旨のご教示をいただいた。なお、この連載は、昭和六年五月一日(月)から七月二八日(火)まで、全二八回にわたって掲載された。

(67) 小林俊三・前掲注(47)・一二頁。

(68) 前掲注(43)『逸話で語る民訴学者の面影』三一～三三頁。

(69) 読売新聞昭和一二年二月一八日夕刊「丹那トンネル進行中の一等寝台に謎の猛焰／乗客六人辛くも熱海駅で脱出の騒ぎ／三和銀行常務ら三人負傷」「駅員に借着して／山田博士の都入り」。なお、東京朝日新聞昭和一二年二月一八日夕刊「急行一等車焼く／乗客着のみ着のま、で非難／丹那トンネルで猛火」も参照。

(70) 法学論叢四八巻二号(昭和一八年二月)一三八頁(雑報)山田教授退官」。

(71) 小林俊三・前掲注(47)・一二頁。なお、前掲注(43)『逸話で語る民訴学者の面影』三四頁(林屋礼)も参照。

(72) 前掲注(43)『逸話で語る民訴学者の面影』三三頁(鈴木正裕)。

- (73) なお、前掲注(44)「山田先生著書論文目録」三二六頁には、「違式の裁判に対する不服申立 法学論叢八〔巻〕五〔号〕」とあるが、同名のタイトルの論文・判例評釈を見出すことができない。昭和三年三月「民事判例批評」四三 仮処分取消の違式の決定と不服申立」法学論叢一九卷三号一六一頁か。
- (74) 本書は、前年(大正一四年)二月「インヴェストメント」誌の特集「債券と法律」を受けて発刊された、社債法に関する一〇人の法学者のオムニバス講義で、各講義の担当は、第一講・竹田省、第二講・山田正三、第三講・毛戸勝元、第四講・烏賀陽然良、第五講・松本丞治、第六講・青木徹二、第七講・志田鉦太郎、第八講・遊佐慶夫、第九講・西本辰之助、第十講・板橋菊松である。
- (75) 本論文は、明治初期の経世家・佐田介石の経済思想に関する研究であり、著者の「山田正三」は、民事訴訟法学者の山田正三とは別人のように思われるが、しかし、同時代の京都に「山田正三」が二人いたという話も聞かない。大方のご教示を賜りたい。
- (76) 本書の書評として、菊井維大「紹介」加藤正治著『破産法要論』、齊藤常三郎著『日本破産法』、山田正三著『破産法』法学協会雑誌五二巻四号(昭和九年四月)一三九頁がある。
- (77) なお、山田紹之助の族籍につき、『第四高等学校一覽(自明治四十四年至明治四十五年)』(第四高等学校、明治四四年一二月)一四九頁の卒業生名簿では「東京土」となっているが、進学先の『東京帝国大学一覽(従明治四十二年至明治四十三年)』(東京帝国大学、明治四十三年一月)七六頁では「東京平」になっている。
- (78) 『北大百年史(部局史)』(北海道大学・ぎょうせい、昭和五五年)「工学部」七二一頁。
- (79) 洋は、『人事興信録(第四版)』(人事興信所、大正四年)を二二二頁「岡松参太郎」では未婚であるが、『人事興信録(第五版)』(人事興信所、大正七年)を一七三―一七四頁「岡松参太郎」では、「長女洋(同二九、六生)は東京府平民山田紹之助に嫁せり」との記述に変わっている。
- (80) なお、『人事興信録(第一版)下』(人事興信所、昭和二年)ヤ一六一頁「山田紹之助」、『同(第二版)下』

- (昭和一四年) ヤ一三二頁「山田紹之助」、同(第一三版)下(昭和一六年) ヤ一三二頁「山田紹之助」には、「長女美知子(大一一、八生)は東京府人岡松洋の養子となり」とある。
- (81) 『人事興信録(第二二版)下』(人事興信所、昭和一四年) ヤ一三二頁「山田紹之助」、同(第一三版)下(昭和一六年) ヤ一三二頁「山田紹之助」。
- (82) 『人事興信録(第一四版)下』(人事興信所、昭和一八年) ヤ一〇九頁「山田紹之助」。
- (83) 高倍徳雄「弘之助君」後掲注(116)『追想・山田弘之助』一七五〜一七六頁。
- (84) 宮崎幸子「いとこのこと」後掲注(116)『追想・山田弘之助』一六六頁。
- (85) 辻村報告は、後掲注(108)②『洋子の日記と作文(増訂第二版)』中に、述之助の葬儀に関する記述があることを(二四九頁)探り当てた。
- (86) 東京朝日新聞昭和一八年七月四日朝刊。なお、死亡広告記載の住所は、鳩の住んでいた場所である(鈴木明子「小林俊三の娘」『思い出すことども』後掲注(116)『追想・山田弘之助』一六九頁「昭和五、六年頃から約十年間位のことです。山田の祖母は、東京の大井町に住んでおりました」)。
- (87) 山田作之助・後掲注(107)『訟廷余論(第二版)』一四二頁。
- (88) 『第三高等学校一覽(大正三年九月起大正四年八月止)』(第三高等学校、大正四年二月) 二二七頁。
- (89) 前掲注(5)朝日新聞記事。
- (90) 『第三高等学校一覽(大正四年九月起大正五年八月止)』(第三高等学校、大正五年二月) 一一〇頁。
- (91) 『第三高等学校一覽(大正五年九月起大正六年八月止)』(第三高等学校、大正五年二月) 一〇六頁。
- (92) 『第三高等学校一覽(大正六年九月起大正七年八月止)』(第三高等学校、大正七年二月) 一二六頁。
- (93) 『東京帝国大学一覽(従大正六年至大正七年)』(東京帝国大学、大正七年二月) 卷末「学生生徒姓名(大正六年九月末現在)」一六〜一八頁。

- (94) 山田作之助・後掲注(138)①「ドイツ(西独)最高裁判所、憲法裁判所訪問記」七三頁……〔所収〕八八〜八九頁。
- (95) 成富信夫「我妻君の人となり」ジュリスト臨時増刊五六三号(我妻栄先生追悼号、昭和四九年)一三五頁……〔所収・改題〕成富信夫「大切な男を失って」『追想の我妻栄——険しく遠い道』(一粒社、昭和四九年)三四頁。なお、加藤一郎『我妻法学の足跡』拾遺』ジュリスト五六八号(昭和四九年)一一四頁も参照。
- (96) 『東京帝国大学一覽(従大正七年至大正八年)』(東京帝国大学、大正八年三月)卷末「学生及生徒姓名(大正七年九月現在)」一四頁。
- (97) 前掲注(13)の神戸学院大学・山田作之助関係資料「ウルシ(赤)箱No.9-99」中の自筆メモに、「わたしは大正九年十二月兵隊に這入り翌大正十年十一月に除隊してかへってきた」とある。
- (98) 野村正男「あの人この人訪問記(第九七回)(第九八回)山田作之助さん(上)(下)」法曹二〇四号(昭和四二年)一二頁、二〇五号八頁。これに対して、山田作之助・後掲注(107)『訟廷余論(第二版)』二二六頁には、「私は、大正九年東大を卒えると、すぐ、司法官試補(今日の司法修習生に似ている。たしか年俸千円也を頂戴していたと思う)となり、同一二月予備判事、翌年六月神戸地方裁判所判事となり」とあるが、このうち日付に関する記述は記憶違いであろう。
- (99) 『人事興信録(第一四版)下』(人事興信所、昭和一八年)タ一七五頁「高倍権太郎」。
- (100) 前掲注(4)『神戸弁護士会史』一〇五〜一〇六頁。
- (101) 野村正男・前掲注(98)「(上)」一五頁、一六頁。
- (102) 柴田健「吾が甥、弘之助君を語る」後掲注(116)『追想・山田弘之助』一七八頁。
- (103) 『人事興信録(第一二版)下』(人事興信所、昭和一四年)ヤ一二七頁「山田作之助」、『同(第一三版)下』(昭和一六年)ヤ一一九頁、『同(第一四版)下』(昭和一八年)ヤ一〇六頁、『大衆人事録(第一四版)近畿・中国・四国・九州篇』(帝国秘密探偵社、昭和一八年)兵庫一八〇頁、『人事興信録(第一五版)下』(人事興信所、昭和二三

- 年)や二六頁、『人事興信録(第一六版)下』(人事興信所、昭和二六年)や四七頁、『同(第一七版)下』(昭和二八年)や六三頁、『同(第一八版)下』(昭和三〇年)や七〇頁、『同(第一九版)下』(昭和三二年)や七五頁、『同(第二〇版)下』(昭和三四年)や八四頁、『同(第二二版)下』(昭和三六年)や九七頁、『同(第二三版)下』(昭和三九年)や一一七頁、『同(第二三版)下』(昭和四一年)や一四〇頁、『同(第二四版)下』(昭和四三年)や一九頁、『同(第二五版)下』(昭和四四年)や一五九頁、『同(第二六版)下』(昭和四六年)や一六三頁。
- (104) 前掲注(5)朝日新聞記事。
- (105) 鈴木明子・前掲注(86)・一七〇頁。
- (106) 宮崎幸子・前掲注(84)・一七〇頁。
- (107) 山田作之助『訟廷余論(第二版)』(有斐閣、昭和四七年)「第二版序」一頁。
- (108) ①小林洋子(著)・小林知(編)『洋子の日記と作文』(実業之日本事業出版部、昭和五五年)、②『同(増訂第二版)』(実業之日本社、昭和六三年)。同書に関しては、辻村報告が詳細な検討を行っている。
- (109) 水島あかね『浅見雅之』玉田浩之「地域資産としての近代住宅の保存継承に関する研究——神戸市塩屋を対象として」住総研研究論文集四二二号(一般財団法人住総研、平成二七年)五頁。
- (110) 江崎悌三「日本昆虫学史話(四)」昆虫二四巻二号(昭和三二年)一一五―一一七頁。
- (111) 「引用者注」だが、息子ジョネスは、江崎悌三がこの文章を書く六年前の昭和二五年に死去していた(後述)。
- (112) 谷田有史・後掲注(113)・四三頁(五六四一頁)。
- (113) 谷田有史「旧ジョネス邸について——たばこにまつわる二人のF・M・ジョネス」たばこ史研究(たばこ総合研究センター)一一七号(平成二六年)四三頁(五六四一頁)。
- (114) 「引用者注」書名『NETSUKE』の最後の文字『E』には、正確にはアクサン記号がつく(Frank Morris Jonas, *Netsuké*, K. Paul, Trench, Trubner, J. L. Thompson, 1928)。なお、一九六〇年(昭和三五年)には、復刻版が出版され

のころ (Frank Morris Jonas, *Netsuké*, C. E. Tuttle, 1960, 1st Tuttle reprint [ed.])。

- (115) 水島 浅見 玉田・前掲注(109)・五～六頁。
- (116) 山田作之助「三東楼ノ記」『追想・山田弘之助』(山田隆子、平成三年) 一八五頁。
- (117) 山田弘之助・後掲注(135) 『法窓コラム』①一九三頁、②二四～二五頁所収の、①「親子共同事務所絶対不可論」〔初出〕自由と正義四卷九号(通卷九三〇号、昭和二八年九月号)、②「松本丞治先生の想い出」〔初出〕新公論二二一号(昭和三六年)……八年も隔てた、まったく別のテーマに関する論稿にもかかわらず、文章はほぼ同一である。
- (118) 山田弘之助・後掲注(135) 『法窓コラム』二頁。
- (119) 山田弘之助・後掲注(135) 『法窓コラム』三頁。
- (120) 山田弘之助・後掲注(135) 『法窓コラム』五頁。
- (121) 山田弘之助・後掲注(135) 『法窓コラム』五頁。
- (122) 関原義伸「戦中戦後を共に歩んで」前掲注(116) 『追想・山田弘之助』二七頁。
- (123) 山田撰子「おもいうかぶままに」前掲注(116) 『追想・山田弘之助』一三二頁。
- (124) 吉田達男「創りあげた人」前掲注(116) 『追想・山田弘之助』三四頁「私どもの卒業は昭和二十年三月です。すでにB二九が全国の都市を襲い、遂に三年生の高等学校も二年に短縮されたのです。……。混乱期のこととしてその年は各大学とも入学試験が実施されず、各高等学校の推薦によって大学に進学するという制度がとられていました。私は入学試験も受けないで東大へ入った次第で、息子に言わせると、親父はモグリだ、ということですが、彼〔山田弘之助〕もまたその一人でありました」。
- (125) 山田弘之助・後掲注(135) 『法窓コラム』一四三頁。
- (126) 山田弘之助・後掲注(135) 『法窓コラム』二〇頁「その場の動員仲間の中には、亡くなった三島由紀夫氏もいました」。なお、柳原武男「ブーチャン」前掲注(116) 『追想・山田弘之助』四六～四七頁も参照。

- (127) 山田弘之助・後掲注(135) 『法窓コラム』一四四頁。
- (128) 中野貞一郎「春風烈日の人」前掲注(116) 『追想・山田弘之助』五六頁。
- (129) 長島安治「弔辞」前掲注(116) 『追想・山田弘之助』二〇二頁。
- (130) 山田弘之助・後掲注(135) 『法窓コラム』一八四頁。
- (131) 石田穰一「五千円の会食」前掲注(116) 『追想・山田弘之助』四九頁。
- (132) 山田弘之助・後掲注(135) 『法窓コラム』一八五頁。
- (133) 山田作之助「後書」前掲注(116) 『追想・山田弘之助』二四七頁。
- (134) なお、作之助は、死去の三年前から、神戸海星病院に入院していた。同病院は、かつてフランススコ会の「聖母会」が運営していたカトリック系の病院であるので、入信は、同病院と関係しているのかもしれない。神戸学院大学・山田作之助関係資料中には、入院関係の書類も存在しているので、科研スタッフの調査・分析を待ちたい。
- (135) 山田弘之助『法窓コラム』(有斐閣、昭和六一年)「はしがき」。
- (136) 山田弘之助『法律教室——知っておきたい』(明玄書房、昭和三五年)。
- (137) 我妻洋二・唄孝一(編)『我妻先生の人と足跡——年齢別業績経歴一覧表』(信山社、平成五年)六六～六九頁。
- (138) ①「ドイツ(西独)最高裁判所、憲法裁判所訪問記」ジュリスト三四一号(昭和四一年二月)七二頁、②「欧米とところどころ」ジュリスト三四四号(昭和四一年四月)九八頁、③「ロンドンにおける七日間」ジュリスト三四五号(昭和四一年五月)六九頁、④「裁判公開論」ジュリスト三六二号(昭和四二年一月)九二頁……〔所収〕山田作之助・前掲注(107)『訟廷余論(第二版)』①八四頁、②九四頁、③一〇三頁、④三四頁。⑤「株式会社役員退職慰労金談義」ジュリスト四四七号(昭和四五年四月)一二五頁。
- (139) 『人事興信録(第一九版)下』(人事興信所、昭和三三年)や七四～七五頁「山田弘之助」、『同(第二〇版)下』(昭和三四年)や八三頁、『同(第二二版)下』(昭和三六年)や九六頁、『同(第二三版)下』(昭和三九年)や一一

六頁、『同(第三版)下』(昭和四一年)や一三九頁、『同(第二四版)下』(昭和四三年)や一四八頁、『同(第二五版)下』(昭和四四年)や一五八頁、『同(第二六版)下』(昭和四六年)や一六二頁。ちなみに、『人事興信録』は、第三九版より版元が「興信データ株式会社」に変わった後、第四五版(平成二二年)まで出版されているが、第二七版以降は調査していない。

(140) 水島||浅見||玉田・前掲注(109)・六頁。なお、旧ジョネス邸の解体に至るまでの経緯については、前掲注(2)・平成二八年七月二日の研究会において、科研メンバーである神戸学院大学・小松昭人准教授より、当日朝に撮影された現地写真や、近隣の聞き取り調査結果も交えた、詳細な報告が行われた。